資料２

（案）

第●章

茨木市障害者計画（第５次）【中間見直し】
茨木市障害福祉計画（第８期）
茨木市障害児福祉計画（第４期）

第１節　計画の評価と課題

１　障害者計画（第５次）【中間見直し】について

障害者計画（第5次）は、令和6年度（2024年度）から令和11年度（2029年度）末までの6年間を計画期間とし取組を進めています。

計画期間までは、引き続き計画の記載内容に沿って取組を進めますが、計画期間の中間年度を迎えるに当たり、社会情勢の変化やこれまでの施策の取組状況を評価し、今後の施策に関する課題や方向性を明らかにするものです。

なお、施策の進捗状況を分かりやすくするため、基本目標の評価に当たっては次の評語を用いるものとします。

【評語】

Ａ：施策、取組の方向性に沿って順調に進行している。

Ｂ：施策、取組の方向性に沿っておおむね順調に進行している。

Ｃ：施策、取組の方向性に沿った進行にやや遅れが生じている。

Ｄ：施策、取組の方向性に沿った進行に大幅な遅れが生じている。

２　障害者計画（第５次）の基本目標・施策ごとの評価と課題

基本目標１　お互いにつながり支え合える

評　価	A	施策、取組の方向性に沿って順調に進行している。
めざす姿	人口減少社会においても、限りある人的資源で地域共生社会を持続可能なものとする。	
評価理由	様々な支援や取組の連携を進め、多くの人材育成の機会や交流の場を持つことや関係機関との協働による地域づくりに取り組めた一方で、活動に係る関係機関の負担は増加する傾向にあることから、各機関・団体の自発的な活動促進と持続可能なネットワーク体制の両立に向け、引き続き取組を進めていく必要があります。	

施策（１）すべての人が支え合う地域共生社会への取組

【担当課：障害福祉課、地域福祉課】

地域共生社会の推進に向け、「茨木市障害のある人もない人も共に生きるまちづくり条例」を周知した他、障害者週間における啓発イベントである「おにも見にクルアート展」等、様々な機会を通じ、障害理解の促進に取り組みました。

地域における担い手の確保については、手話講習会や点字講習会等を開催し、障害者を支えるボランティアの育成に取り組んだ他、茨木市立障害福祉センターハートフル（以下、「ハートフル」という。）や障害理解促進事業等により市民団体の自発的な活動の機会や場の提供に取り組みました。

茨木市障害者地域自立支援協議会（以下、「自立支援協議会」という。）においては、事例検討による相談支援専門員のスキルアップや、地域生活支援拠点等に係る体制整備、地域移行の環境整備、就労支援体制の整備など、多くの課題に取り組みました。また、自立支援協議会は、部会等における会議が多く、会議等への参加やその準備に多大な労力を費やしていることから、会議回数の見直しやプロジェクトの集約など、運営の効率化や効果性の向上に取り組んできました。

一方で、自立支援協議会の取組の中心となる、事例検討から地域課題を抽出し解決するための仕組みを整備するには至っておらず、引き続き取組を進める必要があります。

また、重層的支援体制整備事業についても同様の課題があり、引き続き取組が必要です。

施策（２）交流を通じての相互理解の促進

【担当課：障害福祉課、共創推進課】

障害のある人とない人の交流を通じた障害理解の促進を図るため、障害者週間の啓発イベントである「おにも見にクルアート展」やハートフルで実施する市民交流講座、市と民間事業者が協働で実施した NHK ハート展など、多くの交流イベントを実施しました。

おにクルやダムパークいばきた等の新たなランドマークと既存拠点の相乗効果により、市民活動団体や障害福祉サービス事業所等の様々な主体による交流機会の創出や協働の促進が図られるよう、引き続き取り組む必要があります。

基本目標２　健康にいきいきと自立した日常生活を送れる

評　価	B	施策や取組の一部に課題はあるものの、各取組の方向性に沿っておおむね順調に進行している。
めざす姿	障害のある人が地域でいきいきと自立した日常生活を送ることができる地域社会の実現	
評価理由	地域での自立した生活への支援については、障害者等のニーズに応じた自立支援給付事業等の適正な給付に取り組むとともに、地域生活支援拠点等の充実、特定相談支援事業者の整備や人材育成、計画相談支援等の利用率の向上などに取り組みました。また、医療的ケア、強度行動障害など特定のニーズに対しても、市の独自事業として対応しました。 相談支援については、質の向上や量の確保に取り組み、一定の成果を上げることができた一方で、計画相談支援・障害児相談支援の利用率が、目標の水準に達しておらず、依然として大阪府内でも低い水準に留まっていることが課題です。 保育・教育における支援については、乳幼児健康診査等を通じて、早期に必要な療育につながるように取り組むとともに、児童発達支援センターを中心とした療育体制の充実に努めており、引き続き取組が必要です。 学校や保育園・学童保育等については、職員に対して様々な研修を行い、インクルージョンの推進を図っており、引き続き取組が必要です。	

施策（１）地域での包括的な相談支援体制の構築

【担当課：障害福祉課】

相談支援体制の構築については、様々な障害に関する相談に対応するため、研修等に積極的に参加し、知識や支援スキルの向上に努めるとともに、新規指定を受けた特定相談支援事業者に対する指導・助言を行いました。

また、相談員の負担を軽減し、より効率的な体制を確保するため、市が設置する基幹相談支援センターと主任相談支援専門員の役割を明確化した他、障害者相談支援センターと指定特定相談支援事業者の役割を改めて整理しました。なお、特定相談支援事業者間においては互助組織が発足し、情報共有や課題の整理に向けた取組を開始しています。

これらの取組が進む一方で、本市の重要課題である計画相談支援の利用率は、増加傾向にはあるものの目標の水準には達しておらず、依然として大阪府内でも低い水準に留まっており、更なる取組が必要です。

今後、利用率を更に向上させるためには、計画相談支援等に従事する相談支援専門員の数を増やす必要があります。本市においては、市町村相談支援事業に従事する相談支援専門員の数がニーズに比べて多く、それが計画相談支援等に従事する人材が不足する要因の一つと考えられることから、引き続き各相談支援の機能を整理し最適化を図るとともに、障害者相談支援センターの今後のあり方等について検討を進める必要があります。

次期障害福祉計画、障害児福祉計画の策定に向けた国の基本指針（以下、「国の基本指針」という。）では、「のぞまないセルフプラン」の解消が成果目標として設定されるなど、計画相談支援や障害児相談支援を円滑に利用できる相談支援体制を構築することは喫緊の課題となっています。限られた人材をより有効に活用し、相談支援の三層構造（第一層：計画相談支援及び障害児相談支援、第二層：障害者相談支援センター、第三層：基幹相談支援センター）の役割や機能の整理を進め、相談支援体制の充実、最適化に向け、これまで以上に取組を推進していく必要があります。

施策（２）地域での自立した生活への支援

【担当課：障害福祉課、発達支援課、福祉指導監査課、居住政策課】

障害福祉サービスの支給決定については、ニーズに応じた適切なサービスの支給決定を行うとともに、令和7年（2025 年）に一部事業を開始した就労選択支援事業について、就労継続支援 B 型の利用を希望する方が、本人の意向に沿った適切な意思決定が行えるよう、地域の関係機関と協議を重ね、サービス提供体制を整備しました。

一方、地域活動支援センターについては、Ⅲ型が令和7年度（2025 年度）末において事業所を廃止し、Ⅰ型については令和9年度（2027 年度）末での撤退が決まっています。また、ハートフルで実施しているⅡ型については、利用者が減少傾向にあることなど、日中活動系サービスの利用が困難な障害者が通所するサービス提供体制に大きな変化が生じており、Ⅰ型については事業所の確保に向けた検討を、Ⅱ型・Ⅲ型については再編に向けた検討が必要です。

住まいの確保に向けた取組としては、共同生活援助（グループホーム）整備補助金を交付し整備促進を図りました。なお、共同生活援助（グループホーム）については、定員数が月平均利用者数を上回っており社会基盤の整備は必要水準を一定達成していると評価していますが、強度行動障害の状態のある方や身体障害と他の障害の重複等がある方など、障害の状態や希望の条件等によっては入居先が見つかりにくく、不足感の解消に至っていないなどの課題があります。

地域生活支援拠点等については、事業の趣旨に基づく人材育成のための研修会を開催した他、事業所向けマニュアル等を作成し、所定の手続きを経て登録を行うことで、通常のサービス報酬等に加え、加算等を算定できるよう仕組みを整備しました。協力事業所の登録がありましたが、登録件数は少ないため、今後更なる制度の周知を行い、登録事業者

数の増加に努める必要があります。

本市の重要課題である計画相談支援及び障害児相談支援の利用者については、独自の補助制度の効果もあり増加傾向にあるものの、依然として大阪府内で低い水準となっており、更なる取組が必要です。

施策（３）精神障害者の地域での支援体制の充実

【担当課：障害福祉課】

精神障害者の支援従事者を対象に、事例検討会や精神障害の理解を深めるための映画上映会を開催するなど、支援体制の強化を図りました。

精神障害者（発達障害・高次脳機能障害・依存症含む）が地域生活を継続するためには、引き続き地域における精神障害への理解促進に取り組む必要があります。福祉・医療・介護・住まい・就労・教育分野の取組や課題を共有する場が整備されていないことが課題です。

国の基本指針では、心のサポーターの育成等、一般市民を対象とした啓発事業に関する成果目標が位置付けられていることから、今後の施策のあり方を検討する必要があります。

施策（４）障害特性等に配慮したきめ細かい支援

【担当課：障害福祉課】

令和8年（2026年）4月に施行された高次脳機能障害者支援法について、国が実施する説明会に参加し、関係機関や専門機関との連携や支援の枠組みを確認した他、基幹相談支援センターの職員が高次脳機能障害や発達障害に関する研修に参加し、知識やスキルの習得に努めるとともに、きめ細かい配慮が求められる難病患者や高次脳機能障害、発達障害などの障害特性を勘案し、障害福祉サービスを支給決定しました。

引き続き、法の趣旨を踏まえ、障害特性等に配慮したきめ細かい支援が行えるよう、人材の確保や職員の知識、スキル向上等の取組を継続する必要があります。

施策（５）医療的ケアの必要な障害者、強度行動障害に対する支援

【担当課：障害福祉課】

医療的ケアや強度行動障害の状態にある者への支援が求められる事業所や介護人材の不足する事業所のサービス提供基盤を確保するため、新たな補助事業（障害福祉サービス事業者等従業者研修費用補助金）を開始した他、障害福祉サービス事業所に大阪府等が実施する研修の周知を行い、専門的な人材の養成を図る機会を提供しました。

引き続き、地域におけるニーズ、事業所における受入れ状況等の実態を把握し、事業所における専門的な技能を持つ人材の確保・養成・定着に向けた環境づくりに取り組むとと

もに、必要に応じて、意見申出制度の活用による、地域のニーズに応じたサービス提供体制の確保について検討する必要があります。

施策（６）保育・教育における支援の充実

【担当課：発達支援課、子育て支援課、学童保育課、保育幼稚園総務課】

乳幼児健康診査等を通じて、障害の有無が明確でない段階から保護者の相談に応じる等の支援を行い、親子ひろばやすくすく親子教室などの必要な療育に早期からつながるよう努めた他、公立の学童保育室や保育所において、職員への研修の実施や加配職員配置を行うことで、インクルージョンの推進を図りました。

また、医療的ケア児等への支援体制については、自立支援協議会こども支援部会において、医療的ケア児等コーディネーターを中心とした意見交換会や研修を通して、事業所や各機関との連携を図りました。

引き続き、医療的ケア児等について、保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関の協議の場を活用し、幼児期から成人期まで支援が円滑に引き継がれるように、切れ目のない支援体制の構築に努めるとともに、療育体制について、市内2か所の児童発達支援センター（茨木市立児童発達支援センターあけぼの学園（以下、「あけぼの学園」という。）・藍野療育園）等を中心にその充実に取り組む必要があります。

施策（７）学校教育・社会教育の充実

【担当課：学校教育推進課 教育センター】

それぞれの学びの場において、適切な指導、支援が行われるよう、支援教育の専門性の向上を図るため、様々な研修を行い教職員の資質向上に努めた他、支援学校をはじめとする関係機関と連携を図りました。

また、適切な指導や支援を受けられる環境づくりの推進に向けて、一人ひとりの障害の状況や教育的ニーズに応じた合理的配慮の提供が行われるよう、各連絡会や研修会で周知するなど、校内の支援体制の充実を図りました。

引き続き、適切な指導や支援を受けられる環境づくり、合理的配慮の提供の推進が必要です。

基本目標３　憩える　参加できる　活躍できる

評　価	B	施策、取組の方向性に沿っておおむね順調に進行している。
めざす姿	就労や文化・芸術、スポーツ等、余暇活動を含むあらゆる分野において、障害のある人が社会参加できる地域社会を推進する。	
評価理由	文化・芸術、スポーツに関する様々な取組を行うことができた一方で、就労については、就労継続支援 B 型事業所における工賃が低い水準にあることが課題です。また、文化・芸術、スポーツ活動等を通じた社会参加の状況も十分とは言えず、引き続き関係課と連携し、取組を進める必要があります。	

施策（１）就労でき、働きつづけられる環境の充実

【担当課：障害福祉課、地域福祉課、産業振興課】

企業等へ障害者雇用率制度や各種支援制度、相談窓口等について周知を図った他、障害者雇用支援セミナーを開催するなど、障害者が働きやすい環境づくりに努めました。

また、新たな障害福祉サービスである就労選択支援事業の施行に際し、事業所向け説明会を行い、基本的な考え方や事務フロー等について周知を行い、制度の趣旨に沿った適切な運用となるよう取り組みました。なお、就労選択支援事業は、令和9年度（2027 年度）に対象が拡大されるため、引き続き適切な運用体制が確保されるよう取り組む必要があります。

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」に基づく取組（以下、「優先調達」という。）については、庁内で実施する「行政の福祉化検討部会※」において、関係各課に優先調達の積極的な活用について周知等を行いました。優先調達額について、近隣自治体と比較して低い水準となっており、また、就労継続支援 B 型における平均工賃も全国の自治体と比較して低い水準で推移しており課題となっています。これらの課題については、本市の独自事業である障害者就労促進事業において共同受注窓口、共同販売等の取組を実施してきましたが、効果は限定的であり、今後見直しが必要です。

重度障害者の大学修学に当たっては、大学側が合理的配慮の観点から主体的に支援体制を構築する必要があるなか、その体制整備に課題があります。当該課題への対応策となる「重度訪問介護利用者の大学修学支援事業」については、近隣自治体においても実例が少ないため、大学の実情や意向の把握を行うとともに、「福祉と雇用が連携した重度障害者等就労支援特別事業」の実施との優先順位を考慮して検討する必要があります。

※行政の福祉化検討部会：本市のすべての部局が福祉を基本に据えた各種施策の立案、推進に取り組み、施設のバリアフリーや障害を理由とした差別の解消と高齢者、障害者、ひとり親家庭などの就職困難者の自立支援、雇用及び就業

機会の拡充などにつなげる政策を福祉の視点をもって推進するため、全庁の組織として設置している部会

施策（２）文化芸術・スポーツ等を通じた社会参加の促進

【担当課：障害福祉課、文化振興課、スポーツ推進課】

ハートフルが実施する市民交流講座において「スポーツ吹き矢体験講座」や「ダンス講座」等を開催した他、障害者週間の啓発イベントである「おにも見にクルアート展」でのワークショップの開催など、障害のある人とない人との交流を目的とした様々な講座や交流会等を実施しました。

引き続き、障害者の多様なニーズを踏まえ、文化・芸術活動や健康づくり、スポーツ分野など、様々な社会参加の機会の創出に努める必要があります。

基本目標４　一人ひとりの権利が尊重される

評　価	B	施策、取組の方向性に沿っておおむね順調に進行している。
めざす姿	障害を理由とする差別の解消や合理的配慮、虐待防止、権利擁護、障害理解教育の各施策を通じて、一人ひとりの権利が尊重される地域社会を推進する。	
評価理由	障害理解・権利擁護等に関する啓発や研修を行う他、障害理解促進事業補助金の交付対象を拡充するなど、障害理解等の促進に努めました。 引き続き、新たな啓発手法の検討を含め、今後も継続して障害理解等の促進に努める必要があります。	

施策（１）人権の尊重、差別のないまちづくりの推進

【担当課：障害福祉課、人権・男女共生課】

障害理解の促進と差別解消に向け、「茨木市障害のある人もない人も共に生きるまちづくり条例」について、ホームページ等への掲載やリーフレット等を作成し、配布した他、ヘルプマークを身近な地域で受け取ってもらえるよう、交付場所を拡充するとともに、「障害理解促進事業補助金」の対象者を拡充するなど、様々な取組を行いました。

茨木市障害者差別解消支援協議会では、各機関の取組報告や意見交換、ヘルプマークの活用、事例検討を通じた対応力向上に向けた取組など、関係機関における活動の活性化に取り組みました。また、事業者の合理的配慮の提供に係る助成金の申請数が減少している状況を踏まえ、障害のある人が事業者から合理的配慮の提供を受けられる環境づくりや取組について協議しました。

引き続き、事業者や市民の障害に対する理解を深め、障害を理由とする不当な差別的取扱いや合理的配慮の提供についての認識が深められるように、各主体が互いに連携し啓発を推進していく必要があります。

施策（２）虐待防止対策

【担当課：障害福祉課】

障害福祉サービス指定権者、警察等の関係機関との情報共有、協働により迅速かつ適切に対応しました。また、大阪府主催の研修を受講して、事例検討やグループワークを通じて虐待防止の意識・技術向上を図りました。

引き続き、身体的、心理的、経済的など様々な虐待による障害者等の権利侵害を未然に防ぐ取組や 24 時間・365 日対応している専用ダイヤル・メールフォームを用いた虐待通報受理体制を市民に広く周知するなど、虐待の早期発見に取り組む必要があります。

施策（３）権利擁護の推進

【担当課：障害福祉課、地域福祉課】

障害福祉課内で、国が作成している「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定ガイドライン」を用いた研修を行い支援技術の向上を図るとともに、意思決定支援の視点を踏まえ、就労系サービス事業者を対象に就労選択支援の研修や通知を行った他、障害福祉サービスに係る導入面談等において、障害者が適切に意思決定できるよう必要な社会資源の情報提供に努めました。

また、成年後見制度については支援を必要とする方へ適切な対応を行い、制度利用の促進を図りました。引き続き、制度の周知と制度につなげる相談機関との連携による取組を進めるほか、改正法の施行に当たりその趣旨を踏まえた対応を行う必要があります。

施策（４）障害理解教育の推進

【担当課：学校教育推進課、地域福祉課（社会福祉協議会）、社会教育振興課、保育幼稚園総務課】

茨木市社会福祉協議会や市内ボランティア団体と連携し、点字・手話・車椅子・アイマスクの体験活動等や、障害当事者から直接話を聞くなど障害理解教育の推進に取り組みました。

また、保護者がこどもの育成に必要な知識と技術についての学習等を通じ、教育力向上を図った他、公民館では人権をテーマとした講習会・講演会を開き、地域住民の学習機会を確保しました。

引き続き、「ともに学び、ともに育つ」教育の環境づくりを行うため、様々な学習の機会を確認する必要があります。

基本目標５　情報を活かして、安全・安心に暮らせる

評　価	B	施策、取組の方向性に沿っておおむね順調に進行している。
めざす姿	障害者がICTを活用しながら情報を取得・活用でき、障害のない人との情報格差（デジタルデバイド）が拡大しないようにすること、バリアフリー化、ユニバーサルデザイン等を推進すること、災害時における安全確保、避難及び生活の復旧に向けた支援体制を構築する。	
評価理由	情報の利活用については、環境整備や人材育成を行うとともに、民間企業と連携しスマホ講座等を開催しました。 バリアフリー化の推進については、関係機関と情報を共有し、事業の進捗状況を確認しました。 防災関連施策については、個別避難計画や一般避難所・福祉避難所に関する取組を進めました。 施策は、おおむね順調に推移していますが、引き続き地域や関係機関と連携を図り、取組を進める必要があります。	

施策（１）情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策の推進

【担当課：障害福祉課、中央図書館、まち魅力発信課、デジタル戦略課、文化振興課】

情報格差（デジタルデバイド）の解消に向け、ICT の活用やオンライン手続の促進を図るとともに、高齢者・障害者向けのスマホ講座を実施した他、図書館において情報に関するバリアフリー化、多様なコミュニケーション支援、情報提供の充実を進め、誰もが情報を享受できる共生社会の実現に取り組みました。

引き続き、情報格差（デジタルデバイド）の解消に向け、ICT の活用やオンライン手続の更なる推進、スマホ相談等の継続的な支援を実施し、障害者が ICT を活用しながら情報を活用できる環境整備に取り組む必要があります。

施策（２）安全・安心に暮らせるまちづくり

【担当課：交通政策課】

茨木市バリアフリー基本構想協議会を開催し、施設整備と心のバリアフリーについて進捗状況を確認・評価しました。

より質の高い取組へつなげるため、引き続き、施設のバリアフリー化、市民の心のバリアフリー等を推進していく必要があります。

施策（３）防災の推進

【担当課：障害福祉課、発達支援課、人権・男女共生課、地域福祉課、危機管理課、地域コミュニティ課】

個別避難計画の作成に関する意向調査において作成を希望された方のうち、水害発生時の浸水の深さが3m以上の地域にお住まいの方の計画作成に着手し、約500件の計画を作成しました。

指定福祉避難所における支援体制については、全庁的な検討体制を整備し、災害時要配慮者に対する支援体制について検討しました。指定一般避難所における福祉避難コーナーの整備の他、茨木市立男女共生センターローズ WAM を、医療的ケアを必要とし電源の確保が必要な方に対応する一次避難所として整備するよう取組を進めました。

このほか、二次避難所である茨木市立障害者就労支援センターかしの木園（以下、「かしの木園」という。）、茨木市立障害者生活支援センターともしび園（以下、「ともしび園」という。）、ハートフル、あけぼの学園においても、対象の特性に応じた対応ができるよう環境の整備を進めています。

また、協定による福祉避難施設等については、協定等による福祉避難所として再定義し、災害救助法に基づく福祉避難所として、発災時に機能的に災害時要配慮者の支援を行う体制整備に取り組みました。

災害時における要配慮者への支援については、更なる体制整備に向け、引き続き取り組む必要があります。

基本目標６　持続可能な社会保障を推進する

評　価	B	施策、取組の方向性に沿っておおむね順調に進行している。
めざす姿	障害者制度（障害福祉サービス等の福祉制度、市が運営する障害者施設など）を適正に運営することや、障害福祉サービス等事業者への指導監督や支援によりコンプライアンスやサービスの質の向上等を図ることにより、障害者の地域生活を持続可能にする。	
評価理由	持続可能なサービス提供体制の構築に向け、自立支援給付事業については、地域のニーズを踏まえ、研修や集団指導等を通して障害福祉サービス事業所の運営の適正化及び人材の育成を行うとともに、基準違反や不正請求など、著しく不適正な運営を行う事業者に対しては、厳正に行政処分等を行いました。また、地域生活支援事業においては、社会情勢の変化を踏まえ、必要な報酬改定を行いました。 指定管理者制度を導入している市立障害者施設については、地域の実情に応じた実施事業の転換や充実を図り、各施設が持つ機能を最大限活用できるよう取り組むとともに、社会情勢や地域のサービス提供基盤の変化を踏まえ、施設の今後の方向性を検討しました。 国も、「障害福祉サービス等の事業においては、近年様々な形態の事業者が参入してきており、事業所数の増加により利用者の選択肢が拡大しているものの、一部の事業者において法令順守意識の欠如や、利用者に対する不適切な支援、さらには不正請求による指定取消等の行政処分事例がみられ、サービスの質の確保が極めて重要な課題となっています。」と言及しています。また国の基本指針では、いわゆる総量規制や意見申出制度の積極的な活用を求めるなど、制度の適正運営に向けた課題は山積しており、今後より積極的な対応・検討が求められています。	

施策（１）障害者制度の適正運営

【担当課：障害福祉課、福祉指導監査課】

自立支援給付事業については、新たな障害福祉サービスである就労選択支援事業を開始した一方で、就労継続支援B型事業所については、市内に充足しつつあり、平均工賃の伸び悩みの要因となっていることが懸念される他、サービスの質の確保等が課題となっています。

共同生活援助（グループホーム）については、事業所数は増加しているものの、障害福祉サービスの実績や経験が少ないなど支援の質の低下が懸念される他、強度行動障害

の状態にある方や身体障害と他の障害の重複がある方など、障害の状態によっては入居先が見つかりにくいなどの課題があります。

とりわけ就労継続支援B型を始めとする就労系サービスにおいては、利用者の増加を上回る事業者の増加があり、近隣市において大型の不正受給案件が明らかになるなど不適正な運営を行う事業者が存在するほか、在宅支援のあり方や、訓練や生産活動とは趣旨の異なる活動、不適切な利用者の誘因が行われる事例が指摘されるなど、給付費の増大や障害者への適切なサービスの提供の観点から懸念するべき状況が生じています。

障害福祉サービスを将来にわたり持続可能なものとするため、充足しているサービスや、障害者等の利用に当たって特定の課題を有しているサービスについては、いわゆる総量規制や意見申出制度の活用も視野に入れ、適切なサービス提供基盤の確保について検討する必要があります。

地域生活支援事業については、社会情勢の変化を踏まえ、日帰りショートステイの報酬改定を行った他、移動支援事業について、事業者の事務負担軽減の観点から報酬体系の簡素化に向け検討しました。

施策（２）持続可能な障害福祉サービス事業所の運営及び人材の育成

【担当課：障害福祉課、福祉指導監査課】

監督庁においては、障害福祉サービス事業者への集団指導や運営指導を実施し、運営基準等の周知及びコンプライアンスやサービスの質の向上に向けた支援を行っています。

一方で、近年、虐待等の不適切な利用者対応、重大な基準違反、不正な報酬請求等への対応が増加しており、それらの事案に端を発する監査、また不正が発覚した場合の行政処分等に多くの時間、労力を要するため、運営指導等の事業者支援への対応が難しい状況が生じています。

これらの状況は全国的にも課題として認識されており、国においても就労系サービスの指定に係るガイドラインが制定された他、行政処分に係る基準が新たに定められるなど、監督庁による指導監督の強化に係る要請が高まっており、これらの環境の変化への対応も今後必要となります。

事業者への支援としては、開設して間もない相談支援事業所を訪問し、困りごとなどに対する助言等を行うことでバーンアウト（燃え尽き症候群）を防ぐなど人材定着に向けた取組を実施しました。また、大阪府の相談支援専門員のインターバル（課題実習）の受入れを行い、サービス等利用計画案の指導・助言を行い、計画相談の質の向上を図りました。このほか、先述の研修に係る補助金制度を創設し、事業者におけるサービスの質の向上や人材確保、定着に向けた支援に取り組んでいます。

人材育成に関する取組は、移動支援従業者や相談支援専門員等を対象とした研修や事例検討会を実施した他、障害福祉サービス事業者等従業者研修費用補助金事業を開

始し、強度行動障害支援者養成研修、喀痰吸引等研修など１１種類の研修費用等の助成を行い、人材の育成、確保及び定着に向けた支援を行っています。

障害福祉サービス等事業者においては、人件費の高騰の他、複数の要因により、人材の確保、定着の課題が深刻化しており、持続可能なサービス提供基盤を確保・維持するため、引き続き、障害福祉サービス事業者等への指導・助言、人材の確保・定着に向けた取組を推進していく必要があります。

施策（３）市立障害者施設のあり方の検討

【担当課：障害福祉課、政策企画課】

市が設置する障害福祉施設については、設立当初から、地域で特に不足しているサービスや施策のうち、民間では提供困難なサービス提供基盤の確保等を目的に運営しており、平成 18 年度（2006 年度）の障害者自立支援法施行当初においても、民間によるサービス提供体制が十分に整っていなかったため、障害福祉サービス等を実施してきました。

平成 25 年度（2013 年度）障害者総合支援法が施行され、同年本市の障害者施設は民間のノウハウを活用したサービスの質の向上を主たる目的として指定管理者制度による運営を開始しました。

その後、本市においては民間事業者の参入が進んでサービス提供基盤が整備されてきました。例えば、福祉的就労のニーズへの対応の多くが民間で提供されるようになり、かしの木園では令和5年度(2023 年度)に主たる事業の転換を行いました。このほか、施設設立当時はほとんど提供できていなかった生活介護における医療的ケアや入浴のニーズ、一般就労に向けた訓練ニーズなどが多く民間で提供されている実態があり、福祉的就労に関しては供給過剰となっています。一方で障害福祉サービスによる通所が困難な方を主な対象とした地域活動支援センターに関しては事業者が減少するなど地域の環境は大きく変わっています。

また、令和6年（2024 年）ともしび園においては、指定管理者による重大事故及び多額の不正請求に伴う指定取消事案が発生しました。直ちに新たな指定管理者の確保に向けた調整を図ったものの、指定管理制度の制約上、切れ目なく支援を継続することが困難となり、結果として多くの利用者に不利益を生じさせたことは、公的施設における障害福祉サービスの今後の運営のあり方を検討する必要性が生じた事案であったと捉えられます。

これまで、このような社会情勢の変化等を踏まえ、公営で施設運営を行う意義及び施設の活用が十分なされているかについては、現在及び将来のニーズ、障害福祉サービスの提供状況、並びに指定管理者が実施する自主事業の実施状況等を踏まえ、施設ごとに検討を進める必要があります。

このほか、各障害福祉施設については老朽化が進んでいます。現在の設備等を有効に活用する観点からハードの長寿命化を図り、機能を維持したうえで、これまで同様障害福

祉に資する施設として活用する方針で検討を進めます。

３　障害福祉計画（第７期）の取組状況と評価

（１）成果目標

①福祉施設の入所者の地域生活への移行【担当　障害福祉課】

【ア 地域生活移行者数の成果と評価】

【イ 施設入所者の削減数の成果と評価】

施設入所者の地域移行については、令和7年度（2025年度）末までの地域移行者数は5人となっており、目標値8人に対して、62.5%の達成率となっています。地域における受け皿としてのサービス等の資源整備、入所者本人や家族に対しての動機付けなどの課題があります。

■地域生活移行者数の目標値と実績

令和４年度（2022年度）末施設入所者数	第７期計画地域移行者数目標値 A	令和７年度（2025年度）末までの地域移行者数 B	B－A	達成率 B／A
129人	８人 移行率６％以上	５人 移行率　４％	▲３人	62.5%

■施設入所者の削減数の目標値と実績

令和４年度（2022年度）末施設入所者数 A	第７期計画施設入所者の削減数の目標値 B	令和７年度（2025年度）末施設入所者数 C	削減数 A－C＝D	達成率 D／B
129人	削減数３人 削減率1.7%以上 施設入所者数126人	132人	削減数 ▲３人 削減率 ▲２％	▲100%

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築【担当　障害福祉課】

【精神病床における1年以上の長期入院患者数の成果と評価】

精神病床における1年以上の長期入院患者数については、令和8年（2026年）6月末の目標値315人に対して、令和7年（2025年）6月末時点は298人となっており目標を達成しています。

今後も引き続き目標が達成できるよう、自立支援協議会（地域移行・地域定着部会）等の取組を通じ、医療機関や大阪府、保健所などと連携を図りながら長期入院者の地域移行を推進します。

■精神病床における１年以上の長期入院患者数の目標値と実績

第７期計画 令和８年（2026年）６月末時点 精神病床における１年以上の長期入院患者数の目標値	令和７年（2025年）６月末 精神病床における１年以上の長期入院患者数
315人	298人

③地域生活支援の充実【担当　障害福祉課】

【ア 地域生活支援拠点等の機能の充実に関する成果と評価】

本事業に協力する障害福祉サービス事業者について、所定の手続きを経て登録を行うことで、通常のサービス報酬に加え、加算等を算定できるよう仕組みを整備し、本事業の実効性を高める取組を行いましたが、事業者の登録数が少ないことが課題です。登録事業者との連携のもと、個別の事案から地域の実情の把握を行い、社会資源の改善、開発の取組へつなげるとともに、登録事業者の増加に取り組む必要があります。

■地域生活支援拠点等の機能の充実に関する目標値と実績

第７期計画 地域生活支援拠点等の機能の充実に関する目標値	令和７年度（2025年度）末 地域生活支援拠点等の機能の充実
地域生活支援拠点等の運用状況の検証・検討を、それぞれ年１回以上実施し、茨木市障害者地域自立支援協議会に報告する。	年３回、検証・検討を実施し、自立支援協議会へ報告を行った。

【イ 強度行動障害を有する者に対する支援体制の充実に関する成果と評価】

強度行動障害の状態にある方に関する支援ニーズについては、障害福祉サービスの導入面談時等に把握しています。令和8年度（2026年度）には、別途、強度行動障害の状態にある方へのニーズ調査を実施し、障害福祉サービス事業者へ情報を提供することを予定しています。

■強度行動障害を有する者に対する支援体制の目標値と実績

第７期計画 強度行動障害を有する者に対する支援体制に関する目標値	令和７年度（2025年度）末 強度行動障害を有する者に対する支援体制
・強度行動障害者の実情や求める支援サービス等に関する調査を実施し、障害福祉サービス事業者へ情報提供する。	未達成
・調査結果を総合保健福祉審議会障害者施策推進分科会及び茨木市障害者地域自立支援協議会にそれぞれ報告する。	未達成

④福祉施設から一般就労への移行等【担当　障害福祉課】

【ア 福祉施設から一般就労への移行の成果と評価】

令和7年度（2025年度）の福祉施設から一般就労への移行者数は、全体で79人と目標値77人に対して、102.6%の達成率となっており、サービス種別ごとに見ると各サービスにおいて順調に推移はしているものの、就労移行支援の移行者数が49人と目標値57人に対して、86%の達成率となっています。

また、就労移行支援事業所の一般就労への移行については、令和7年度（2025年度）においては、就労移行支援の全事業所が目標を達成しました。引き続き、この状態を維持できるよう、各関係機関との連携を継続していきます。

■福祉施設から一般就労への移行の目標値と実績

令和３年度（2021年度） 一般就労への移行者数	第７期計画 一般就労への移行者数　目標値		令和７年度（2025年度）中 一般就労への移行者数	
全体 59人 ※自立訓練１人含む 就労移行支援　43人 就労継続支援Ａ型 10人 就労継続支援Ｂ型 ５人	全体 77人 就労移行支援　57人 就労継続支援Ａ型 13人 就労継続支援Ｂ型 ７人	令和３年度（2021年度）対比 全体1.28倍以上 就労移行支援　1.31倍以上 就労継続支援Ａ型 1.29倍以上 就労継続支援Ｂ型 1.28倍以上	全体 79人 自立訓練2人含む 就労移行支援　49人 就労継続支援Ａ型17人 就労継続支援Ｂ型 11人	102.6% 86.0% 130.8% 157.1%

■就労移行支援事業所の一般就労への移行に関する目標値と実績

第７期計画 就労移行支援事業所の一般就労への移行に関する目標値	令和７年度（2025年度）末 就労移行支援事業所の一般就労への移行
就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が５割以上の事業所が６割以上	就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が５割以上の事業所が10割

【イ 就労定着支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労定着率の成果と評価】

令和7年度（2025年度）末の就労定着支援事業の利用者数は、61人となっており、令

和8年度（2026年度）末の目標値と比較して91％の達成率となっています。

就労移行支援事業所以外の就労系サービス事業者（就労継続支援）において、就労定着支援事業の指定を併せて受けている事業所が少ないことから、これらの事業所から就職した障害者が就労定着支援事業につながりにくいことが要因の一つです。

また、一定の就労準備性があると考えられる障害者が就労継続支援に誘引されたり利用を希望したりすることにより、就労移行支援の利用者数が増加から横ばいに転じており、結果として就労定着支援を利用する障害者数が伸び悩んでいることが要因と考えられます。一定の就労準備性を備え一般就労を希望する障害者を、円滑に就労移行支援につなげられる仕組みづくりが課題です。

就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所が、全体の6割となっており、目標値の2割5分以上を達成しています。引き続き定着率向上に向けて、関係機関との連携を継続していきます。

■就労定着支援事業の利用者数の目標値と実績

令和３年度（2021年度）末 就労定着支援事業の利用者数	第７期計画 就労定着支援事業の利用者数 目標値　A	令和７年度（2025年度）末 就労定着支援事業の利用者数　B	B－A	達成率 B／A
47人	67人 1.41倍以上	61人 1.30倍	▲６人	91.0%

■就労定着率の目標値と実績

第７期計画 就労定着率の目標値	令和７年度（2025年度） 就労定着率
就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率７割以上となる就労定着支援事業所の割合が２割５分以上	就労定着率７割以上となる就労定着支援事業所の割合が６割

■就労支援のネットワーク強化の目標値と実績

第７期計画 就労支援のネットワーク強化の目標値	令和７年度（2025年度） 就労支援のネットワーク強化
茨木市障害者地域自立支援協議会「就労支援部会」及びかしの木園それぞれにおいて、ハローワーク及び障害者就業・生活支援センターの助言や協力を得て、障害の理解又は障害者の就労及び定着に資する複数企業との関係づくり又は連携強化の取組を年１回以上実施する。	１回実施

【ウ 就労継続支援B型事業所における工賃の平均額の成果と評価】

就労継続支援B型事業所における平均工賃月額について、令和6年度（2024年度）の報酬改定に伴い平均工賃月額の算出方法が変更されました。

本計画の目標値は、令和4年度（2022年度）の大阪府の平均工賃月額を用いて設定しており、目標値を設定する時点の算出方法と実績を算出する令和7年度（2025年度）時点での算出方法が異なるため、目標値と実績値による比較では適切な評価が行えない状況となっていますが、令和6年度（2024年度）において、本市の平均工賃月額が大阪府平均工賃額を上回るなど、一定の工賃向上が図られました。

一方、大阪府の平均工賃そのものが全国的に低い水準にあることから、更なる工賃の向上に向けて、各事業所における役務受注先の企業開拓や授産製品の販路拡大に係る業務状況や利用者層の変化等による生産体制の変化、共同受注システムのあり方など複合的な課題があり、より効果的な取組について検討する必要があります。

■就労継続支援B型事業所における工賃の平均額の目標値と実績

第７期計画 就労継続支援Ｂ型事業所における工賃の平均額 目標値　Ａ	令和５年度 （2023年度）	令和６年度 （2024年度）	令和７年度 （2025年度） Ｂ	過去３か年 平均月額	達成率 Ｂ／Ａ
13,681円	17,363円	19,919円	20,832円	19,371円	152.3%

⑤相談支援体制の充実・強化等

【相談支援体制の充実・強化等の成果と評価】【担当　障害福祉課】

事例検討会については、自立支援協議会の相談支援部会で3回、精神障害にも対応した地域包括ケアシステム（にも包括）で1回、障害者基幹相談支援センター主催研修で1回開催し、相談支援専門員からは前向きな評価が増えています。一方で、自立支援協議会の取組の中心となる、事例検討から地域課題を抽出し解決するための仕組みを整備するには至っていない状況にあることが課題です。

相談支援専門員のスキルアップを図るための研修については、初任者を対象とした相談支援に関する内容を実施しました。また、相談支援専門員と地域の支援者向けに、精神障害者とその家族を題材にしたドキュメンタリー映画の上映会を開催しました。

引き続き、個別事例の検討を通じた地域課題の抽出の仕組みづくりや、人材育成を行い地域サービス基盤の開発・改善等の取組を行う体制の確保に取り組みます。

■相談支援体制の充実・強化等の目標値と実績

第７期計画 相談支援体制の充実・強化等の取組の目標値	令和７年度（2025年度）末 相談支援体制の充実・強化等の取組
・市内の相談支援事業所を対象とした事例検討会を年１回以上実施する。	５回実施
・市内の相談支援事業所に所属する相談支援専門員のスキルアップを図るための研修会を年１回以上実施する。	４回実施
・茨木市障害者地域自立支援協議会の各部会、各プロジェクトチームにおいて、地域サービス基盤の開発・改善等に関する活動の成果等を令和８年度（2026年度）までに１回以上報告する。	１回報告

⑥計画相談支援体制の充実【担当　障害福祉課】

【計画相談支援体制の充実に関する成果と評価】

計画相談支援の利用率及び相談支援専門員の常勤換算数は、本市独自の補助制度の効果もあり、利用率は令和５年度（2023年度）から７年度（2025年度）にかけて36.6%から44.1%へ、常勤換算数は令和4年度（2022年度）から令和7年度（2025年度）にかけて20人から31人と順調に増加していますが、依然として大阪府内では低い水準に位置しています。令和11年度（2029年度）末までの目標である利用率60%、常勤換算数41人を達成するため、引き続き、相談支援体制の充実、最適化に向けた取組を進めます。

また、国の基本指針等により、次期計画では「のぞまないセルフプラン」の解消が成果目標に掲げられているため、実態の把握と対応が課題です。

■計画相談支援体制の充実に関する目標値と実績

第７期計画 計画相談支援体制の充実に関する目標値		令和７年度（2025年度）末 計画相談支援体制の充実	
計画相談支援の利用率	計画相談支援に従事する相談支援専門員常勤換算数	計画相談支援の利用率	計画相談支援に従事する相談支援専門員常勤換算数
50%	31人	44.1%	31.3人

⑦障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築【担当　障害福祉課、福祉指導監査課】

【障害福祉サービス等の質を向上させるための取組の成果と評価】

障害福祉サービス等に係る審査支払について、毎月の請求データの確認時に事業所等に対し、エラー項目を共有し修正を促しました。また、指導監査に係る情報の共有体制につ

いては、北摂七市三町障害福祉担当課長会議で、各市における事業所に対する実地指導（運営指導）の実施状況や指摘事項等の事例共有を行いました。

引き続き、これらの取組を継続する必要があります。

成果目標の達成状況について、実地指導（運営指導）の件数が目標に達していないのは、事業者への支援を主眼とした「運営指導」ではなく、虐待等の不適切な利用者対応、重大な基準違反、不正な報酬請求など、厳正な対応の要否を調査する「監査」で対応するべき案件の増加、またそれに伴う対応の長期化によるものです。

近年、当該対応や厳正な行政処分等に多くの時間、労力を要するため、運営指導等の事業者支援への注力が難しい状況が生じているのが課題です。

国においても就労系サービスの指定に係るガイドラインが制定された他、行政処分に係る基準が定められるなど、監督庁による指導監督の強化に係る要請が高まっており、これらの状況の変化への対応も今後必要となります。

■障害福祉サービス等の質を向上させるための取組の目標値と実績

第７期計画 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組の目標値	令和７年度（2025年度）末 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組
ア　障害福祉サービス事業所等への実地指導を年120件以上実施する。	70件実施
イ　障害福祉サービス事業所等への集団指導を年１回実施する。	１回実施
ウ　障害福祉サービス事業者を対象とし、障害者計画又は障害福祉計画に記載した課題（意思決定支援、虐待防止、医療的ケア、強度行動障害者への支援等障害者の地域生活の持続可能性又は利用者によるハラスメント防止、事務効率化等サービス提供体制の持続可能性の確保・向上に資するもの）を主題とした研修について、市、ハートフル、茨木市障害者地域自立支援協議会のいずれかを主体として年１回以上実施する。	地域生活支援拠点等事業についての研修を実施。
エ　障害福祉サービス事業者又はそのグループにおいて、ウに掲げる内容の研修が行われるように促し、その実施状況を把握する。	ハートフルにて、地域生活支援拠点等研修会を開催し、拠点等の登録により、各事業所が取得できる加算内容について福祉指導監査課と共同し説明を実施。

（２）活動指標

①自立支援給付【担当　障害福祉課】

ア 訪問系サービス

【評価】

居宅介護、重度訪問介護、同行援護の利用者数及び月平均利用時間の実績は、同水準又は微減で推移しています。一方、行動援護の利用者数及び月平均利用時間の実績は見込みを大きく上回っています。今後も、障害者の重度化あるいは障害者の家族の高齢化により、行動援護の利用は引き続き増加していくことが想定されます。

訪問系事業については、地域、曜日、時間帯等によっては人材不足等により利用しにくいという声があり、今後、利用実績への影響が懸念されます。

【計画の実施状況】

サービス種別	単位	障害種別	令和５年度（2023年度）			令和６年度（2024年度）			令和７年度（2025年度）		
			見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
居宅介護	月平均利用者数【人/月】	身体障害者	183	174	95%	194	175	90%	204	177	87%
		知的障害者	99	109	110%	114	112	98%	119	116	97%
		精神障害者	231	245	106%	265	241	91%	278	251	90%
		障害児	26	27	104%	32	22	69%	34	19	56%
		合　計	539	555	103%	605	550	91%	635	563	89%
	月平均利用時間総数【人時間/月】	身体障害者	5,690	5,721	101%	7,328	5,608	77%	8,061	5,708	71%
		知的障害者	1,067	1,177	110%	1,140	1,261	111%	1,197	1,474	123%
		精神障害者	2,886	2,840	98%	3,241	2,817	87%	3,403	2,679	79%
		障害児	363	355	98%	440	328	75%	462	293	63%
		合　計	10,006	10,093	101%	12,149	10,014	82%	13,123	10,154	77%
重度訪問介護	月平均利用者数【人/月】	身体障害者	26	22	85%	21	22	105%	22	19	86%
		知的障害者	6	2	33%	3	3	100%	3	2	67%
		精神障害者	1	0	0%	1	0	0%	1	0	0%
		合　計	33	24	73%	25	25	100%	26	21	81%
	月平均利用時間総数【人時間/月】	身体障害者	9,445	7,523	80%	7,814	7,307	94%	7,892	5,803	74%
		知的障害者	1,637	1,004	61%	996	1,075	108%	996	688	69%
		精神障害者	75	0	0%	68	0	0%	72	0	0%
		合　計	11,157	8,527	76%	8,878	8,382	94%	8,960	6,491	72%
同行援護	月平均利用者数【人/月】	身体障害者	73	71	97%	68	68	100%	69	70	101%
		障害児	1	0	0%	1	0	0%	1	0	0%
		合　計	74	71	97%	69	68	99%	70	70	100%
	月平均利用時間総数【人時間/月】	身体障害者	1,889	1,816	96%	1,802	1,723	96%	1,830	1,716	94%
		障害児	24	0	0%	33	0	0%	35	0	0%
		合　計	1,913	1,816	95%	1,835	1,723	94%	1,865	1,716	92%
行動援護	月平均利用者数【人/月】	知的障害者	3	4	133%	3	6	200%	3	10	333%
		精神障害者	0	1	－	1	1	100%	1	2	200%
		障害児	0	0	－	0	0	－	0	0	－
		合　計	3	5	167%	4	7	175%	4	12	300%
	月平均利用時間総数【人時間/月】	知的障害者	128	140	109%	143	166	116%	150	305	203%
		精神障害者	0	37	－	31	38	123%	31	56	181%
		障害児	0	0	－	0	0	－	0	0	－
		合　計	128	177	138%	174	204	117%	181	361	199%

サービス種別	単位	障害種別	令和５年度（2023年度）			令和６年度（2024年度）			令和７年度（2025年度）		
			見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
重度障害者等包括支援	月平均利用者数【人/月】	身体障害者	0	0	－	0	0	－	0	0	－
		知的障害者	1	0	0%	0	0	－	0	0	－
		精神障害者	0	0	－	0	0	－	0	0	－
		障害児	0	0	－	0	0	－	0	0	－
		合　計	1	0	0%	0	0	－	0	0	－
	月平均利用時間総数【人時間/月】	身体障害者	0	0	－	0	0	－	0	0	－
		知的障害者	75	0	0%	0	0	－	0	0	－
		精神障害者	0	0	－	0	0	－	0	0	－
		障害児	0	0	－	0	0	－	0	0	－
		合　計	75	0	0%	0	0	－	0	0	－

イ 短期入所

【評価】

短期入所は、当初設定した見込量に比べて実績が低い傾向にありますが、月平均利用者数は同水準、月平均日数（泊数）の総数は増加しています。地域生活支援拠点等の機能を充実することにより、今後もサービス利用の増加が見込まれます。

【計画の実施状況】

サービス種別	単位	障害種別	令和５年度（2023年度）			令和６年度（2024年度）			令和７年度（2025年度）		
			見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
短期入所	月平均利用者数【人/月】	身体障害者	52	39	75%	43	41	95%	45	42	93%
		知的障害者	153	120	78%	117	117	100%	123	111	90%
		精神障害者	7	7	100%	7	6	86%	7	4	57%
		障害児	44	32	73%	36	38	106%	38	43	113%
		合　計	256	198	77%	203	202	99%	213	200	94%
	月平均利用日数(泊数)総数【人日/月】	身体障害者	257	207	81%	234	211	90%	245	225	92%
		知的障害者	717	532	74%	528	533	101%	555	518	93%
		精神障害者	24	46	192%	30	29	97%	31	29	94%
		障害児	185	106	57%	127	129	102%	133	154	116%
		合　計	1,183	891	75%	919	902	98%	964	926	96%

ウ 日中活動系サービス

【評価】

各サービスとも、おおむね見込量を上回る実績となっています。中でも就労継続支援B型の増加率が最も高く、定員数に23日（就労継続支援B型の標準支給量）を乗じた値が月平均利用日数の総数を大きく上回っている状況であり、新規事業者の参入についての検討や、サービスの質の確保などが課題となっています。

就労系サービスについては、本来、相談支援やサービスの申請・決定の過程で障害者の意向、心身の状況等を踏まえ、適切なサービスが選択されるべきですが、インターネット情

報や制度について正確ではない情報を掲載した広告が氾濫しており、相談支援事業者への相談や、サービスの申請・支給決定の前から事業者による誘引を受けて、障害者が事前に個別事業者を見学、体験することが増えています。これにより障害者がサービスに対し先入観をもち、偏った情報を説明されることによって、利用者の意思決定が阻害され、結果障害者が自分に合った適切なサービスを選択することを阻害されているケースが多いことが課題になっています。

提供されるサービスの質についても、国は、生産活動と称してeスポーツや植物の水やりを1日数回行うだけの活動、卓球教室や麻雀教室での手伝いに相当する活動、所定の場所に居ればよいというような活動等、公費による就労支援の生産活動として適さない可能性がある不適切な事例が散見されていることや、安易な在宅支援を課題として挙げています。

就労及び就労系サービスの利用に当たっての障害者の意思決定の支援として、令和7年（2025年）10月から就労選択支援の制度が開始されており、月平均利用者数の実績は2件となっています。市内においては就労選択支援事業者の数は充足されていると考えられ、円滑に利用できる環境は整えていますが、「就労継続支援B型を使うための関門」「事業者が自法人の事業所に利用者を誘導する仕組み」と受け取られており、利用者や関係機関に事業の趣旨が十分伝わっていないことが課題です。

障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、令和9年度（2027年度）の全面施行を控え、引き続き関係機関と連携しサービス提供体制の整備や相談支援事業者、就労系サービス事業者、就労支援機関等への本事業の趣旨の周知などに取り組む必要があります。

生活介護においては、サービス提供を15時ないし16時に終了する事業者が多く、重度障害者の夕方から夜間の支援体制の不足により、障害児から障害者の年齢になった重度障害者の家族の就労継続の阻害要因であるいわゆる「18歳の壁」になっているという指摘があります。夕方、夜間の介護は高齢化した重度障害者についても課題になっており、居宅介護、移動支援、日帰りショートステイなど他の社会資源の不足にも影響しているものと考えられます。令和8年度（2026年度）現在、市内においては長時間の生活介護を提供している事業者は市立施設のともしび園のみとなっており、令和6年度（2024年度）の国の報酬改定により改善された長時間介護体制の活用が進んでいないことが課題です。

【計画の実施状況】

サービス種別	単位	障害種別	令和５年度（2023年度）			令和６年度（2024年度）			令和７年度（2025年度）		
			見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
生活介護	月平均利用者数【人/月】	身体障害者	140	141	101%	147	145	99%	151	141	93%
		知的障害者	455	430	95%	434	439	101%	440	443	101%
		精神障害者	41	46	112%	50	42	84%	52	40	77%
		合　計	636	617	97%	631	626	99%	643	624	97%
	月平均利用日数総数【人日/月】	身体障害者	2,422	2,398	99%	2,495	2,499	101%	2,568	2,429	95%
		知的障害者	8,080	8,305	103%	8,447	8,523	101%	8,599	8,570	99%
		精神障害者	458	564	123%	668	504	75%	735	514	70%
		合　計	10,960	11,267	103%	11,610	11,526	99%	11,902	11,513	97%
	定員数【人】		－	834	－	926	829	90%	972	829	85%
自立訓練（機能訓練）	月平均利用者数【人/月】	身体障害者	5	2	40%	5	4	80%	5	4	80%
	月平均利用日数総数【人日/月】	身体障害者	60	38	63%	51	49	96%	53	55	104%
	定員数【人】		－	0	－	0	0	－	0	0	－
自立訓練（生活訓練）	月平均利用者数【人/月】	知的障害者	17	17	100%	19	19	100%	21	19	90%
		精神障害者	10	8	80%	6	10	167%	6	15	250%
		合　計	27	25	93%	25	29	116%	27	34	126%
	月平均利用日数総数【人日/月】	知的障害者	267	280	105%	321	354	110%	353	357	101%
		精神障害者	130	112	86%	54	113	209%	55	169	307%
		合　計	397	392	99%	375	467	125%	408	526	129%
	定員数【人】		－	16	－	18	20	111%	19	20	105%
就労選択支援＊	月平均利用者数【人/月】		－	－	－	－	－	－	139	2	1%
就労移行支援	月平均利用者数【人/月】	身体障害者	10	6	60%	7	7	100%	7	12	171%
		知的障害者	23	17	74%	25	17	68%	27	13	48%
		精神障害者	79	67	85%	88	69	78%	93	79	85%
		合　計	112	90	80%	120	93	78%	127	104	82%
	月平均利用日数総数【人日/月】	身体障害者	178	103	58%	126	145	115%	132	199	151%
		知的障害者	381	287	75%	410	291	71%	428	235	55%
		精神障害者	1,346	1,138	85%	1,474	1,101	75%	1,548	1,274	82%
		合　計	1,905	1,528	80%	2,010	1,537	76%	2,108	1,708	81%
	定員数【人】		－	92	－	105	92	88%	110	79	72%
就労継続支援（A型）	月平均利用者数【人/月】	身体障害者	30	28	93%	33	28	85%	35	32	91%
		知的障害者	46	64	139%	69	71	103%	76	76	100%
		精神障害者	86	104	121%	99	120	121%	104	122	117%
		合　計	162	196	121%	201	219	109%	215	230	107%
	月平均利用日数総数【人日/月】	身体障害者	491	523	107%	680	515	76%	748	579	77%
		知的障害者	840	1,229	146%	1,268	1,321	104%	1,395	1,452	104%
		精神障害者	1,498	1,793	120%	1,732	2,010	116%	1,819	2,053	113%
		合　計	2,829	3,545	125%	3,680	3,846	105%	3,962	4,084	103%
	定員数【人】		－	249	－	260	225	87%	286	225	79%
就労継続支援（B	月平均利用者数【人/月】	身体障害者	55	77	140%	86	80	93%	95	88	93%
		知的障害者	287	291	101%	303	302	99%	317	321	101%
		精神障害者	148	199	134%	189	220	116%	208	271	130%
		合　計	490	567	116%	578	602	104%	620	680	110%

サービス種別	単位	障害種別	令和５年度（2023年度）			令和６年度（2024年度）			令和７年度（2025年度）		
			見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
型）	月平均利用日数総数【人日/月】	身体障害者	859	1,291	150%	1,410	1,358	96%	1,551	1,467	95%
		知的障害者	5,047	5,270	104%	5,380	5,470	102%	5,598	5,829	104%
		精神障害者	1,856	2,759	149%	2,571	3,109	121%	2,828	3,864	137%
		合　計	7,762	9,320	120%	9,361	9,937	106%	9,977	11,160	112%
	定員数【人】		－	597	－	875	657	75%	1,007	737	73%
就労定着支援	月平均利用者数【人/月】		57	61	107%	57	65	114%	59	63	107%
	市内指定事業所数【箇所】		－	5	－	6	5	83%	7	5	71%
療養介護	月平均利用者数【人/月】		21	24	114%	25	25	100%	27	25	93%

＊令和7年度（2025年度）10月からの事業実施を見込み算出

エ 居住系サービス

【評価】

施設入所支援の平均利用者数は減少傾向となっていますが、共同生活援助（グループホーム）の平均利用者数は増加を続けており見込量を上回る実績となっています。共同生活援助（グループホーム）は定員数が月平均利用者数を上回っており社会基盤の整備は一定程度、必要水準を達成していると言えます。一方で、強度行動障害の状態にある者や身体障害と他の障害の重複等の障害特性や障害の程度によっては入居先が見つかりにくいといった課題があると考えられます。

また、市内においても施設虐待の通報事案や事故も発生しており、サービスの質の確保も課題です。

【計画の実施状況】

サービス種別	単位	障害種別	令和５年度（2023年度）			令和６年度（2024年度）			令和７年度（2025年度）		
			見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
自立生活援助	月平均利用者数【人/月】	身体障害者	0	0	－	0	0	－	0	0	－
		知的障害者	5	0	0%	0	0	－	0	0	－
		精神障害者	0	0	－	0	0	－	0	1	－
		合　計	5	0	0%	0	0	－	0	1	－
	定員数【人】		－	0	－	0	0	－	0	0	－
共同生活援助（ｸﾞﾙｰﾌﾟﾎｰﾑ）	月平均利用者数【人/月】	身体障害者	10	19	190%	18	24	133%	20	24	120%
		知的障害者	257	283	110%	288	297	103%	302	306	101%
		精神障害者	52	68	131%	68	87	128%	75	99	132%
		合　計	319	370	116%	374	408	109%	397	429	108%
	定員数【人】		－	401	－	439	413	94%	483	434	90%
施設入所支援	月平均利用者数【人/月】	身体障害者	31	33	106%	32	32	100%	32	31	97%
		知的障害者	91	91	100%	99	94	95%	100	90	90%
		精神障害者	3	3	100%	4	2	50%	5	1	20%
		合　計	125	127	102%	135	128	95%	137	122	89%

オ 地域生活支援拠点等

【評価】

地域生活支援拠点等のコーディネーターについては、障害福祉サービス等の加算対象及び国の実施要綱に基づく配置は行っていませんが、障害者基幹相談支援センターの職員がコーディネーターの役割を担っています。

検証及び検討の場として自立支援協議会内に設置していた「地域生活支援拠点等プロジェクトチーム」は、令和7年度（2025 年度）末をもって廃止し、その機能を自立支援協議会定例会に移管しています。令和8年度（2026 年度）中に地域生活支援拠点等についての評価と併せて、機能強化に向けて取組を推進します。

【計画の実施状況】

サービス等種別		令和５年度（2023年度）			令和６年度（2024年度）			令和７年度（2025年度）		
		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
地域生活支援拠点等の設置	拠点等の設置箇所数【各年度末】	－	－	－	1	1	100%	1	1	100%
地域生活支援拠点等のコーディネーターの配置	コーディネーターの配置人数【各年度末】	－	－	－	5	0	0%	5	0	0%
地域生活支援拠点等の検証及び検討の実施	検証及び検討の実施回数【回/年】	－	－	－	2	3	150%	2	3	150%

カ 相談支援（計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援）

【評価】

計画相談の令和7年度（2025年度）の利用人数は実績が見込量を大きく上回っています。また、支給決定を受けた者の計画相談利用率は、令和5年度（2023年度）末時点の36.6%から令和6年度（2024年度）末時点で40.4%、令和7年度（2025年度）末時点で44.1%と着実に進捗したものの、目標には達しない見込みです。相談支援専門員の増加へ向けた取組は継続する必要があるものの直近の3年間での増員を見込むのは難しく、それのみでは目標の達成は困難であり、限られた人的資源で国の基本指針等に示す新たな成果目標である「のぞまないセルフプラン」の解消の達成も困難と見込まれることが課題です。

引き続き、個別の障害者ケアマネジメントを必要とされる方が相談支援専門員による必要な支援が受けられるよう、計画相談支援の普及に向け更なる利用人数の増加をめざすとともに、更なる相談支援体制の見直しに取り組む必要があります。

地域移行支援については、令和6年度（2024年度）に2件、令和7年度（2025年度）に1件の実績がありました。引き続き施設入所者、精神科病院に入院している方及び支援

者に対し制度の周知・案内を適切に行う必要があります。

【計画の実施状況】

サービス種別	単位	障害種別	令和５年度（2023年度）			令和６年度（2024年度）			令和７年度（2025年度）		
			見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
計画相談支援	月平均利用者数【人/月】	身体障害者	176	186	106%	190	200	105%	199	225	113%
		知的障害者	366	461	126%	462	529	115%	485	555	114%
		精神障害者	220	247	112%	236	345	146%	246	428	174%
		障害児	2	0	0%	2	0	0%	2	0	0%
		合　計	764	894	117%	890	1,074	121%	932	1,208	130%
地域移行支援	月平均利用者数【人/月】	身体障害者	3	0	0%	0	0	－	0	1	－
		知的障害者	3	1	33%	0	1	－	0	0	－
		精神障害者	1	0	0%	0	1	－	0	0	－
		合　計	7	1	14%	0	2	－	0	1	－
地域定着支援	月平均利用者数【人/月】	身体障害者	0	0	－	0	0	－	0	0	－
		知的障害者	1	0	0%	0	0	－	0	0	－
		精神障害者	5	0	0%	0	0	－	0	0	－
		合　計	6	0	0%	0	0	－	0	0	－

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築【担当　障害福祉課】

【評価】

自立支援協議会「地域移行・地域定着部会（精神科病院チーム）」を協議の場として位置付けており、各項目とも見込量を上回っています。

市内精神科病院医師を講師に招いた事例検討会を１回実施し、支援者のスキルアップや、医療・保健・福祉の関係機関による意見交換を行うことで連携強化等を図りました。

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムを構成する介護、住まい、就労、教育分野の取組や課題を共有する場が整備されていないこと、また、国の基本指針においては、「心のサポーター」養成など、健康分野における一般市民を対象とした取組を行うことが求められており、体制の構築が課題です。

引き続き、関係機関と連携しながら、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築について取組を推進します。

【計画の実施状況】

サービス等種別		令和５年度（2023年度）			令和６年度（2024年度）			令和７年度（2025年度）		
		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	年間開催回数【回/年】	6	7	117%	3	5	167%	3	5	167%

保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごとの年間参加者数【人/年】	36	83	231%	30	63	210%	30	66	220%
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	年間目標設定及び評価の実施回数【回/年】	6	7	117%	3	5	167%	3	5	167%

③相談支援体制の充実・強化【担当　障害福祉課】

【評価】

相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言については、新規開設した相談支援事業所のみを対象としたため、実績が見込み量を下回っています。相談支援専門員のバーンアウト（燃え尽き症候群）などによる離職を防ぎ、本市で相談支援業務が継続できるよう、引き続き訪問等を実施します。

地域の相談機関との連携強化の取組については、地区保健福祉センターとの連携について、関係者の負担軽減の観点から効率化等を図った結果、実績が見込み量を下回りました。障害分野のみならず、他分野との連携は重要ですが、一方で重複するメンバーによる多くの会議等が個別の相談支援や課題解決のための活動等の業務時間を圧迫するなど、依然として関係者の負担となっている状況が見受けられるため、より効率的かつ効果的な体制へと再編することが課題です。

地域の相談支援事業者の人材育成の支援については、前年度からの研修の継続として、初任者を対象とし、知識の習得だけではなく、初任者という同じ立場の相談員同士が悩みを共有し横のつながりを持てる場を提供しました。

事例検討については、相談支援部会で3回、地域移行・地域定着部会で1回、障害者基幹相談支援センター主催研修で1回実施し、うち相談支援部会での1回は個別事例の支援内容の検証も兼ねた内容で実施しました。

持続可能な相談支援体制に向けた効率化と効果性を高めるに当たり、障害者相談支援センターの役割について確認・整理するとともに、相談支援事業者への訪問や基幹相談支援センターが実施する研修などを通じた専門的な指導・助言、人材育成の支援の手法が課題です。

また、限られた担い手で、近年増加している複合的な課題等にも対応するため、重層的支援体制整備事業の実施に伴う地域の相談機関との連携や役割分担の明確化、業務の効率性と効果性を高める取組のあり方が課題です。

【計画の実施状況】

サービス等種別		令和５年度（2023年度）			令和６年度（2024年度）			令和７年度（2025年度）		
		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
基幹相談支援センターの設置	設置の有無	有	有	－	有	有	－	有	有	－
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言	年間指導・助言件数【件/年】	16	10	63%	10	8	80%	10	2	20%
地域の相談支援事業者の人材育成の支援	年間支援件数【件/年】	2	2	100%	2	3	150%	2	3	150%
地域の相談機関との連携強化の取組	年間実施回数【回/年】	10	24	240%	48	24	50%	48	20	42%
個別事例の支援内容の検証	年間実施回数【回/年】	－	－	－	1	1	100%	1	1	100%
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置	配置数	－	－	－	2	3	150%	2	2	100%
茨木市障害者地域自立支援協議会における相談支援事業所の参画による事例検討の実施	実施回数（頻度）【回/年】	－	－	－	1	2	200%	1	4	400%
	参加事業者・機関数【社/年】	－	－	－	10	36	360%	10	46	460%
茨木市障害者地域自立支援協議会の専門部会の設置	設置数	－	－	－	5	5	100%	5	5	100%
	実施回数（頻度）【回/年】	－	－	－	20	34	170%	20	33	165%

④障害福祉サービスの質を向上させるための取組【担当　障害福祉課、福祉指導監査課、発達支援課】

【評価】

大阪府が実施する「市町村障がい福祉担当新任職員研修」を始め、様々な研修に参加し、職員の知識や技術等の向上に努めました。

また、各事業所においても、職員の支援技術等の向上に取り組めるよう、大阪府等が実施する研修の情報提供等を行いました。引き続き、障害福祉サービスの質向上に向け、取り組みます。

障害福祉サービス等に係る審査支払について、障害福祉業務総合支援ソフトの導入により審査の強化及び業務効率化を図るとともに、毎月の請求データの確認時に事業所等に対し、エラー項目や修正等の情報を共有し適正化を図りました。引き続き適切に請求がなされるよう取り組む必要があります。

指導監査の結果の共有については、大阪府が開催する障がい福祉サービス事業者・障がい児支援事業者指定・指導に関する調整会議で各市における事業所に対する実地指導の実施状況や指摘事項等の事例共有を行いました。

【計画の実施状況】

サービス等種別		令和５年度（2023年度）			令和６年度（2024年度）			令和７年度（2025年度）		
		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	年間参加人数【人/年】	64	58	91%	51	65	127%	51	54	106%
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	体制の有無	有	有	－	有	有	－	有	有	－
	年間実施回数【回/年】	12	13	108%	13	12	92%	13	12	92%
障害福祉サービス事業所等に対する指導監査の結果の共有	体制の有無	有	有	－	有	有	－	有	有	－
	年間実施回数【回/年】	1	2	200%	2	2	100%	2	2	100%

⑤地域生活支援事業【担当　障害福祉課、地域福祉課】

ア　理解促進研修・啓発事業

【評価】

障害者週間の啓発事業として毎年開催している「障害者の手づくり作品展」を他の作品展と合同で「おにも見にクルアート展」として開催し、規模を拡大することで、より多くの方に見ていただいたことや、自立支援協議会が主催する研修会において、市民等の障害理解を深める研修や啓発を推進しました。

引き続き、より市民等に障害理解が促進される啓発手法について検討します。

【計画の実施状況】

サービス種別		令和５年度（2023年度）			令和６年度（2024年度）			令和７年度（2025年度）		
		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	－	有	有	－	有	有	－

イ　自発的活動支援事業

【評価】

自立支援協議会の当事者部会の運営、障害者当事者交流会の開催、ピアサポート活動支援、ヘルプマークリーフレットを用いて市内の小学校を中心に交流授業、他市の当事者部会との交流会を実施し、1年間の活動報告を相互に行いました。

【計画の実施状況】

サービス種別		令和５年度（2023年度）			令和６年度（2024年度）			令和７年度（2025年度）		
		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	－	有	有	－	有	有	－

ウ 相談支援事業

【評価】

障害者相談支援事業については、令和元年度（2019年度）から、5つの日常生活圏域を細分化した14エリアに障害者相談支援センターを整備してきました。障害者相談支援センターは、地域で開催される会議への参加等を通じ、地域住民の身近な相談場所として活動しています。令和6年度（2024年度）に1か所減少しましたが、相談支援に支障がないよう、体制整備を行いました。

基幹相談支援センター等機能強化事業には、基幹相談支援センターに主任相談支援専門員や社会福祉士等の専門的職員を配置して、相談支援機能の強化を図っています。

住宅入居等支援事業は実施していませんが、住宅確保に関する担当部署や居住支援法人等の関係機関と連携、協力し、入居に向けた支援を実施しています。

本市においては、相談支援専門員の多くが市町村相談支援事業を受託する障害者相談支援センターに所属する体制を構築し、困りごとを抱えた障害者等のニーズ整理や情緒的支援、サービス利用援助等を行い、また、自立支援協議会等の地域づくりの活動に貢献してきました。一方、既に障害福祉サービスを利用している障害者等について、一定程度、相談支援専門員が増加してきたごく近年まで、計画相談支援等に従事する相談支援専門員の不足により計画相談支援を必要または希望するにもかかわらず、計画相談支援等を利用できない状況が続いていました。そのため、やむを得ず市町村相談支援で支援し続けていることが、障害者相談支援センターの業務量の増大をまねき、サービスを受給している障害者等の状況の変化に対し適時必要な支援を行うことが難しい状況が生じており課題となっています。

本市においては相談支援体制の中で障害者相談支援センターに割り当てられる専門的な人的資源の比率が高いことが、先述の計画相談等の利用率が他自治体と比較して大幅に低い水準となっている背景要因の一つとなっており、設置数や相談支援体制の中での役割の見直しが必要です。

【計画の実施状況】

サービス種別		令和５年度（2023年度）			令和６年度（2024年度）			令和７年度（2025年度）		
		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
障害者相談支援事業	実施箇所数	14	10	71%	10	9	90%	10	9	90%
	基幹相談支援センターの設置の有無	有	有	－	有	有	－	有	有	－
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	－	有	有	－	有	有	－
住宅入居等支援事業	実施の有無	－	－	－	無	無	－	無	無	－

エ 成年後見制度利用支援事業

【評価】

成年後見制度利用支援事業については、制度内容の理解や事業の浸透に伴い、おおむね見込量どおりの利用となっています。成年後見制度法人後見支援事業については、事業の対象となる法人がなかったことから、事業は実施していません。

【計画の実施状況】

サービス種別		令和５年度（2023年度）			令和６年度（2024年度）			令和７年度（2025年度）		
		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
成年後見制度利用支援事業	年間利用者数	15	11	73%	12	13	108%	11	11	100%
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	－	－	－	無	無	－	無	無	－

オ 意思疎通支援事業

【評価】

手話通訳者派遣事業については、設置手話通訳士の件数の計上方法を整理（病院から薬局に通訳に行った場合2件としていたものを1件とする等）したため件数は減っていますが、時間数は横ばいとなっています。

要約筆記者派遣事業については、減少傾向にあるもののおおむね横ばいで推移しています。

合理的配慮の推進によるニーズの拡大に伴い、手話通訳等に従事する人材の確保・養成が課題となっており、ITを利用した文字通訳等の検討にも取り組む必要があります。

【計画の実施状況】

サービス種別		令和５年度（2023年度）			令和６年度（2024年度）			令和７年度（2025年度）		
		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
手話通訳者派遣事業	年間利用件数	2,801	1,980	71%	2,457	1,796	73%	2,566	1,566	61%
	時間数	2,937	1,288	44%	1,624	1,308	81%	1,695	1,317	78%
要約筆記者派遣事業	年間利用件数	37	25	68%	21	19	90%	23	18	78%
	時間数	91	210	231%	236	227	96%	259	200	77%
手話通訳者設置事業	年間設置者数	5	5	100%	5	5	100%	5	5	100%

カ 日常生活用具給付等事業

【評価】

見込量と実績値に大きく乖離のある品目については、今後の実績値の推移を特に注視する必要があります。引き続き、「障害者福祉のてびき」等を活用した制度周知に取り組むとともに、新たな技術や利用者のニーズに応じた品目の検討を行う必要があります。

【計画の実施状況】

サービス種別		令和５年度（2023年度）			令和６年度（2024年度）			令和７年度（2025年度）		
		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
介護・訓練支援用具	件	26	21	81%	24	22	92%	25	21	84%
自立生活支援用具	件	44	56	127%	74	40	54%	78	29	37%
在宅療養等支援用具	件	67	59	88%	48	26	54%	48	32	67%
情報・意思疎通支援用具	件	42	40	95%	61	25	41%	64	29	45%
排泄管理支援用具	件	5,020	7,013	140%	7,834	6,578	84%	8,226	6,318	77%
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	件	3	8	267%	8	9	113%	8	6	75%

キ 手話奉仕員養成研修事業

【評価】

令和6年度（2024年度）から全受講回数（41回）の60%以上を参加した者に修了証書を交付しています。

手話通訳者や手話奉仕員は、聴覚障害者が意思疎通を図る上で重要な役割を果たしていますが、手話通訳者等の養成には、長い期間が必要になるため、引き続き取組を進める必要があります。

【計画の実施状況】

サービス種別		令和５年度（2023年度）			令和６年度（2024年度）			令和７年度（2025年度）		
		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
手話奉仕員養成研修事業	年間養成講習修了者数	60	57	95%	60	37	62%	60	46	77%

＊数値は年間の養成研修修了者数

ク 移動支援事業

【評価】

サービスの利用人数・利用時間ともに増加傾向となっており、知的障害者の外出や社会参加への支援ニーズの高まりがうかがえることから、今後もサービス利用が伸びることが想定されるため、引き続きガイドヘルパーの養成を進めるとともに、社会全体の障害理解の促進が必要です。

なお、65歳を超え、介護保険を利用する障害者においても、制度の利用が増えています。

【計画の実施状況】

サービス種別	単位	障害種別	令和５年度（2023年度）			令和６年度（2024年度）			令和７年度（2025年度）		
			見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
移動支援事業	年間利用者数	身体障害者	119	79	66%	91	77	85%	100	73	73%
		知的障害者	441	316	72%	328	336	102%	361	355	98%
		精神障害者	100	73	73%	91	74	81%	100	71	71%
		障害児	100	48	48%	48	53	110%	53	48	91%
		合　計	760	516	68%	558	540	97%	614	547	89%
	年間延べ利用時間数	身体障害者	19,936	15,525	78%	17,111	14,544	85%	17,966	14,114	79%
		知的障害者	72,333	61,448	85%	58,266	66,142	114%	61,179	72,012	118%
		精神障害者	11,844	12,349	104%	14,232	12,772	90%	14,944	13,149	88%
		障害児	6,293	5,275	84%	5,257	5,996	114%	5,520	5,411	98%
		合　計	110,406	94,597	86%	94,866	99,454	105%	99,609	104,686	105%

ケ 地域活動支援センター

【評価】

地域活動支援センターⅠ型については、令和9年度（2027年度）末に事業者都合により廃止が決まっていること、Ⅲ型については令和7年度（2025年度）末に現行の委託事業者による事業所が利用者僅少の状況が継続したため廃止となったことから、サービス提供体制に大きな変動が生じており、日中活動が困難な障害者が安心して通える場を確保することが課題となっています。利用者の利用実績は見込み量を下回っているものの、通いやすい場を整備することにより利用が見込まれるものと考えられ、サービス提供基盤の確保に取り組む必要があります。

Ⅱ型については、実績値は見込量を上回っているものの、新規利用者が殆どなく、利用者は減少傾向にあることが課題です。

今後、現利用者の意見を把握しながら、事業全体の再編を検討する必要があります。

【計画の実施状況】

サービス種別		令和５年度（2023年度）			令和６年度（2024年度）			令和７年度（2025年度）		
		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
地域活動支援センターⅠ型	実施箇所数	1	1	100%	1	1	100%	1	1	100%
	年間利用者数	－	144	－	168	158	94%	176	156	89%
地域活動支援センターⅡ型	実施箇所数	1	1	100%	1	1	100%	1	1	100%
	年間利用者数	－	32	－	25	28	112%	22	26	118%
地域活動支援センターⅢ型	実施箇所数	2	1	50%	1	1	100%	1	1	100%
	年間利用者数	－	16	－	10	6	60%	10	7	70%

コ その他の事業（任意事業）

【評価】

訪問入浴サービス事業の実績はおおむね見込量と同水準となっています。

日帰りショートステイ事業（日中一時支援事業）は、中重度の障害者を介護する就労中の方や高齢の家族のレスパイトニーズを充足させる役割を担っており、サービス提供基盤の確保のため令和7年度（2025年度）に報酬改定を行いましたが、実績は見込量を大きく下回っている状況です。

【計画の実施状況】

サービス種別		令和５年度（2023年度）			令和６年度（2024年度）			令和７年度（2025年度）		
		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
訪問入浴サービス事業	年間利用者数	62	68	110%	6	5	83%	6	5	83%
日帰りショートステイ事業（日中一時支援事業）	年間利用者数	1,586	1,010	64%	110	69	63%	111	55	50%
	人日	1,746	1,119	64%	124	74	60%	126	57	45%

＊第6期計画（令和5年度（2023年度））までは延べ人数を計上していましたが、第7期計画（令和6年度（2024年度））より実人数の件数で計上しています。

４　障害児福祉計画（第３期）の取組状況と評価

（１）成果目標

①児童発達支援センター【担当　発達支援課】

【児童発達支援センターの成果と評価】

市内に2つの児童発達支援センター（あけぼの学園・藍野療育園）があり、従来の類型（福祉型・医療型）は一元化されています。児童発達支援センターを中心に、地域の関係機関が連携する面的整備により、地域支援体制を構築しました。

引き続き、4つの中核的機能

①幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能

②地域の障害児通所支援事業所に対する支援内容等の助言・援助機能

③地域のインクルージョン推進の中核としての機能

④地域の障害児の発達支援の入口としての相談機能

の充実に取り組む必要があります。

■児童発達支援センターの目標値と実績

サービス等種別		令和５年度（2023年度）			令和６年度（2024年度）			令和７年度（2025年度）		
		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
児童発達支援センター	か所	2	2	100%	2	2	100%	2	2	100%

②保育所等訪問支援【担当　発達支援課】

【保育所等訪問支援の成果と評価】

保育所等訪問支援事業所数は増加し、各圏域で利用できる体制となっています。

保育所等訪問支援事業所連絡会を開催し、情報や課題について共有を行うとともに、制度の周知チラシを作成し、保護者や訪問先の理解促進に努めました。

引き続き、インクルージョンの推進に向けて、理解促進や保育所等訪問支援事業所連絡会において情報交換や情報共有、ケース検討等を行い、支援の質の向上に取り組む必要があります。

■保育所等訪問支援の目標値と実績

サービス等種別		令和５年度（2023年度）			令和６年度（2024年度）			令和７年度（2025年度）		
		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
保育所等訪問支援事業所数	か所	5	7	140%	5	7	140%	6	8	133%

③医療的ニーズへの対応【担当　発達支援課】

【主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保の成果と評価】

児童発達支援・放課後等デイサービスともに計画上の目標は達成していますが、地域の偏りがあり、重症心身障害児の受入れ先は十分ではない状況です。

今後も大阪府が新規の事業所指定に当たり、事前に各市町村の意見をホームページに掲載する取組を活用する等提供体制の確保に努める必要があります。

■主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等の確保の目標値と実績

サービス等種別		令和５年度（2023年度）			令和６年度（2024年度）			令和７年度（2025年度）		
		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所数	か所	5	6	120%	5	5	100%	5	6	120%
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所数	か所	5	7	140%	7	6	86%	7	8	114%

④医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置【担当　発達支援課】

⑤医療的ケア児等コーディネーターの配置【担当　発達支援課】

【医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置の成果と評価】

【医療的ケア児等コーディネーターの配置の成果と評価】

自立支援協議会こども支援部会を協議の場に位置付け、医療的ケア児等コーディネーターについては、福祉関係から１人、医療関係から２人を配置しており、ともに目標を達成しています。協議の場において、コーディネーターを中心に、医療的ケアが必要な児童の多様な状況について、多分野の関係機関での情報共有及び意見交換、研修会等を実施し、共通理解を図りました。

引き続き、コーディネーターを中心として、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりに取り組む必要があります。

■医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置の目標値と実績

サービス等種別		令和５年度（2023年度）			令和６年度（2024年度）			令和７年度（2025年度）		
		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
関係機関の協議の場	か所	1	1	100%	1	1	100%	1	1	100%

■医療的ケア児等コーディネーターの配置の目標値と実績

サービス種別			令和５年度（2023年度）			令和６年度（2024年度）			令和７年度（2025年度）		
			見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
医療的ケア児等コーディネーターの配置	福祉関係	人	1	1	100%	1	1	100%	1	1	100%
	医療関係	人	1	1	100%	1	1	100%	1	2	200%

（２）活動指標

①障害児通所支援【担当　発達支援課】

【評価】

児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援の実績値はいずれも増加傾向が続き、居宅訪問型児童発達支援は減少傾向にあります。

医療的ケア児や重症心身障害児、強度行動障害のある児童等の地域の事業所での受入れが進むよう、引き続き、事業所への助言や援助、研修費用の補助等により事業所の支援力の向上に取り組むとともに、居宅訪問型児童発達支援については、保護者や支援者からの相談等が適切な支援につながるよう努めます。

【計画の実施状況】

サービス種別		令和５年度（2023年度）			令和６年度（2024年度）			令和７年度（2025年度）		
		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
児童発達支援	人	500	711	142%	730	884	121%	790	982	124%
	人日	2,500	3,555	142%	3,650	4,420	121%	3,940	4,910	125%
放課後等デイサービス	人	1,380	1,596	116%	1,910	1,691	89%	2,150	1,871	87%
	人日	11,200	7,980	71%	9,070	8,455	93%	9,980	9,355	94%
保育所等訪問支援	人	48	52	108%	49	70	143%	64	79	123%
	回	30	52	173%	49	70	143%	64	79	123%
居宅訪問型児童発達支援	人	5	2	40%	2	2	100%	2	1	50%
	回	5	8	160%	5	4	80%	5	4	80%

＊数値、上段は１か月当たりの利用人員、下段は「月間の利用人員」×「１人当たりの月平均利用日数」

＊「回」は、「月間の利用人員」×「１人当たりの月平均利用回数」

②障害児相談支援【担当　発達支援課】

【評価】

障害児相談支援の実績は微増傾向が続いていますが相談支援専門員の不足等から、見込量には達していません。

引き続き、相談支援専門員の確保と育成を図り、供給体制の充実に努める必要があります。

【障害児相談支援の充実】

【評価】

「複数の事業所を併用する場合」や「医療的ケア児などのケアニーズが高く、多機関連携で支援にあたる場合」等の支援の必要性の高い児童へ障害児相談支援が提供できるように努めました。また、新規の障害児相談支援を実施した事業所に対する補助金の増額を行うなど、障害児相談支援の充実を図りました。

相談支援専門員常勤換算数については、31人、障害児通所支援と障害福祉サービスを併用する児童への提供は201人となりました。

身近な地域に障害児相談支援事業所がない場合や相談支援専門員の不足によってやむを得ず作成されるセルフプラン(「のぞまないセルフプラン」)の実態を把握し、必要とする児童・保護者に障害児相談支援を提供できるよう努める必要があります。

【計画の実施状況】

サービス種別		令和５年度（2023年度）			令和６年度（2024年度）			令和７年度（2025年度）		
		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
障害児相談支援	人	158	86	54%	108	94	87%	117	101	86%

＊障害児相談支援は1か月当たりの利用人員（モニタリング含む）

③発達障害児等に対する支援【担当　発達支援課】

【ア　ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の評価】

あけぼの学園が実施するペアレントトレーニングの対象年齢を保護者のニーズに合わせて小学校6年生までに拡大するとともに、こども発達支援センター　風へ委託しペアレントトレーニングの提供体制の充実を図ったことで、受講者が増加しています。また、ペアレントプログラムについて地域の通所支援事業所の支援者へ受講を呼び掛けることで、実施者についても増加しています。

専門家からの助言を受けることで受講者の満足度の向上を図る等、引き続き家族支援事業の充実に努める必要があります。

【計画の実施状況】

サービス種別		令和５年度（2023年度）			令和６年度（2024年度）			令和７年度（2025年度）		
		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数（保護者）	人／年	－	－	－	16	14	88%	24	23	96%
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数（支援者）	人／年	－	－	－	5	1	20%	5	4	80%

【イ ペアレントメンターの評価】

【ウ ピアサポート活動の評価】

大阪府が実施するペアレントメンター事業を活用し、研修会を実施しました。参加者からは、「先輩保護者の経験談や助言を聞くことで、今後の子育ての参考になった」、「自分自身の励みになった」、「こどもの理解につながった」等の感想が多く寄せられました。

今後も子育てに見通しを持つことができず、不安な思いを抱える保護者に寄り添いながら事業を継続して実施していく必要があります。

【計画の実施状況】

サービス種別		令和５年度（2023年度）			令和６年度（2024年度）			令和７年度（2025年度）		
		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
ピアサポート活動への参加人数	人／年	4	2	50%	2	2	100%	2	2	100%

④地域生活支援事業（障害児通学支援）【担当 発達支援課】

【評価】

保護者の傷病等に対応する臨時的なサービスであり、年度ごとに利用者数・利用時間が増減しました。

今後もサービス提供事業所の状況を把握しながら、提供体制の維持に努めるとともに、必要なときに必要なサービスにつながることができるよう支援者への周知に努める必要があります。

【計画の実施状況】

サービス等種別		令和５年度（2023年度）			令和６年度（2024年度）			令和７年度（2025年度）		
		見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率	見込量	実績値	進捗率
障害児通学支援	人	12	11	92%	9	7	78%	10	8	80%
	時間	720	755.5	105%	680	623	92%	755	669.5	89%

＊上段は月当たりの平均利用者数 下段は年間延べ利用時間数

第２節　障害者計画（第５次）中間見直し・障害福祉計画（第８期）・障害児福祉計画（第４期）

障害者計画（第5次）の中間見直しでは、今後3年間に実施すべき事柄等に変更が生じた部分のみを記載します。

見直し部分は次の要領で記載します。

【見直し内容の記載ルール】

・見直しを行う項目を明記する。

・施策の記載内容のみ（取組の記載に変更なし）見直しを行う場合は、施策のみを記載

・施策を構成する取組の記載内容を見直す場合は、施策と取組の両方を記載

【見直しを行う部分】

<table>
<tr><th colspan="2">項目</th></tr>
<tr><th>見出し</th><th>見直し箇所</th></tr>
<tr><td>１　障害者計画(第５次)中間見直し・障害福祉計画（第８期）・障害児福祉計画（第４期）策定の趣旨等について</td><td>(1)各計画の位置付け</td></tr>
<tr><td rowspan="2">２　障害者計画（第５次）中間見直し</td><td>基本目標１お互いにつながり支え合える
施策(１)すべての人が支え合う地域共生社会への取組
①地域共生社会の実現へ向けた市民一人ひとりの取組
施策(２)交流を通じての相互理解の促進</td></tr>
<tr><td>基本目標２健康にいきいきと自立した日常生活を送れる
施策(１)地域での包括的な相談支援体制の構築
①「茨木市障害者基幹相談支援センター」による総合相談支援及び相談支援体制の推進
②障害者相談支援センターによる市町村相談支援事業の実施
③計画相談支援等の実施
施策(２)地域での自立した生活への支援
①自立支援給付事業、地域生活支援事業等の実施
③住まいの確保
④地域生活支援拠点等の機能の充実
施策(３)精神障害者の地域での支援体制の充実
②精神障害に関する理解促進</td></tr>
</table>

	基本目標３憩える　参加できる　活躍できる 施策(１)就労でき、働きつづけられる環境の充実 ⑤「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」 に基づく取組の推進 ⑥通所施設が行う生産活動、創作活動等の促進 ⑧重度障害者の就労支援等
	基本目標５情報を活かして、安全・安心に暮らせる 施策(３)防災の推進 ④福祉避難所の設置・災害協定に基づく支援体制の整備
	基本目標６持続可能な社会保障を推進する 施策(１)障害者制度の適正運営 ③地域のニーズを踏まえた障害福祉サービス事業者の指定 施策(２)持続可能な障害福祉サービス事業所の運営及び人材の育成 ②サービス提供従業者の確保・事務効率化 ③障害福祉サービス事業所等における人材育成の促進 施策(３)市立障害者施設のあり方の検討 ①市立障害者施設のあり方の検討

１　障害者計画（第５次）中間見直し・障害福祉計画（第８期）・障害児福祉計画（第４期）策定の趣旨等について

（１）各計画の位置付け

第2節は、障害者基本法に定める障害者計画（第5次）中間見直し、障害者総合支援法に定める障害福祉計画（第8期）、児童福祉法に定める障害児福祉計画（第4期）から構成されます。

障害者計画は、国の基本計画、大阪府の障がい者計画に即して、本市における障害者の状況等を踏まえた施策に関する基本的な計画です。

障害福祉計画は、国の基本指針に即して、「障害福祉サービスの提供体制の確保その他障害者総合支援法に基づく業務の円滑な実施」を行うための計画です。

障害児福祉計画は、国の基本指針に即して、「障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画」です。

国においては、障害者基本法に基づく「障害者基本計画（第5次）」、令和5年（2023年）に改正された障害者総合支援法に基づく「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」及び児童福祉法に基づく「障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」を策定しており、障害者権利条約との関係においては令和4年（2022年）9月に採択・公表された障害者権利委員会による総括所見を踏まえるなど、直近の情勢を反映させたものとなっています。

大阪府においては、国の基本計画等を踏まえ、障害者計画、障害福祉計画、障害児福祉計画を一体化した「第5次大阪府障がい者計画」を策定するとともに、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、市町村が障害福祉計画を作成するに当たっての技術的な助言及び大阪府の基本的な考え方を示す等の趣旨から「第8期市町村障がい福祉計画及び第4期市町村障がい児福祉計画策定に向けた大阪府の基本的な考え方」を示しています。

なお、障害者計画の見直しに当たっては、計画期間の中間年度を迎え、社会情勢の変化やこれまでの施策の取り組み状況の変化、また、令和7年（2025年）に施行された、「手話に関する施策の推進に関する法律」や令和8年（2026年）に施行された「高次脳機能障害者支援法」、令和9年（2027年）に施行される「医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族に対する支援に関する法律」等の新たに施行される関係法令の目的、理念に則るとともに、国、大阪府の計画、指針等と整合性を図り策定します。また、次世代育成支援行動計画等の庁内関連計画と調和を図り、本市のこれまでの取組、課題などの実情を踏まえ、施策を実施します。

２　障害者計画（第５次）中間見直し

基本目標１　お互いにつながり支え合える

施策（１）すべての人が支え合う地域共生社会への取組

我が国では、平成20年（2008年）をピークに総人口が減少に転じ、本市においても近い将来、人口が減少に転じることが見込まれています。人口減少社会において持続可能な地域共生社会をめざすためには、「みんなを主役」とし、障害の有無にかかわらず、すべての人がお互いにつながり支えられる仕組みを構築することが必要です。本市では、これまで関係機関、地域住民、障害当事者等との協働による様々なネットワークを構築し運営してきましたが、活動が充実する一方で、その担い手となる関係機関等の負担は増しています。

今後は、人口減少社会が進行する中においても多様な担い手の参画を促し、限りある人的資源で地域共生社会を持続可能なものとする必要があります。各ネットワークが重層的に補完し合い、多様化・複雑化する生活課題へ対応する支援体制をめざすことと併せ、機能の重複や、担い手の負担を軽減し、効率的かつ効果的に機能する仕組みとする必要があります。

①地域共生社会の実現へ向けた市民一人ひとりの取組

障害の有無にかかわらず、地域共生社会を実現するためには、障害者の社会参加を促進し、障害のある人とない人が交流することにより、相互理解を促進する必要があります。

令和7年（2025 年）に施行された、「手話に関する施策の推進に関する法律」の趣旨等を踏まえ、取組の充実に努めるほか、引き続き「茨木市障害のある人もない人も共に生きるまちづくり条例」を推進し、市民一人ひとりが、合理的配慮の視点に立った行動ができるように取り組みます。

施策（２）交流を通じての相互理解の促進

地域共生社会を実現するためには、属性や分野にとらわれない活発な交流が必要です。本市では「共創」によるまちづくりに向け、市民の交流、活動の拠点として、おにクルやダムパークいばきた等の整備を行ってきました。引き続き、これまで取り組んできた障害当事者同士の交流や、障害のある人とない人の交流を発展させ、これらの新たな公共施設等の活用のほか、より多くの場所で、様々な主体による多様な交流機会を創出することが必要です。

基本目標２　健康にいきいきと自立した日常生活を送れる

施策（１）地域での包括的な相談支援体制の構築

アンケート調査から、「身近な地域で」「年齢・性別・障害を問わず」「特定の障害や問題について詳しい専門の職員に１つの窓口で何でも相談ができる」ことへのニーズが高い様子がうかがえます。

本市では、これらのニーズに対応するため、基幹相談支援センターや障害者相談支援センター、地区保健福祉センターを整備し、地域での包括的な相談支援体制の充実を図ってきました。

取組が充実する一方で、相談支援に関する各ネットワークでの活動の増加に伴い、障害者相談支援センターの負担が増していることから、将来にわたり持続可能なものとするため、各機能を整理し最適化を図っていく必要があります。

①「茨木市障害者基幹相談支援センター」による総合相談支援及び相談支援体制の推進

基幹相談支援センターによる、総合的な相談支援や地域の障害者相談支援事業所に対する専門的な助言や人材育成支援、障害者虐待の防止・対応、権利擁護等の取組を引き続き推進します。また、難病や発達障害、高次脳機能障害などの多様な障害に対応するため、基幹相談支援センターによる専門的な支援や研修などを通じ人材育成を行うとともに、学校卒業後や就職等のライフステージに応じた相談支援に努めます。

「障害者ケアマネジメント体制」については、計画相談支援及び障害児相談支援を円滑に利用できる体制の構築が課題であり、限られた人材をより有効に活用して、相談支援の三層構造（第一層：計画相談支援及び障害児相談支援、第二層：障害者相談支援センター、第三層：基幹相談支援センター）及び主任相談支援専門員の役割の明確化を進め、第一層の充実を中心として第二層、第三層の機能も整理し充実を図るなど相談支援体制の最適化に取り組むとともに、関係機関との連携強化や自立支援協議会の活動を通じ、持続可能性に配慮して推進に努めます。

②障害者相談支援センターによる市町村相談支援事業の実施

身近な地域で相談ができる窓口として、本市からの委託を受け、障害福祉サービス等につながっていない障害者等を中心に支援を行う障害者相談支援センターを設置しています。障害者のニーズが明らかになり障害福祉サービス等の利用へつながるときは、障害者が計画的かつ継続的な支援を受けられるように、指定特定相談支援事業所が行う計画相談支援、指定障害児相談支援事業所が行う障害児相談支援への円滑な引継ぎを行い、複合的な課題を抱える障害者への支援を機動的、効果的に行います。

障害者相談支援センターについては、役割を明確化して業務の最適化と適切な連携体

制の整理を行った上で、本市の人口規模や地域性、計画相談支援等を行う相談支援事業所との人的資源等の配分、計画相談支援等を希望しながらも利用できていない障害者等の状況を考慮した設置数へ見直します。

③計画相談支援等の実施（施策（２）の⑤から移動）

障害者の自立した生活を支えるためには、「のぞまないセルフプラン」の解消に向け、障害者等に計画相談支援及び障害児相談支援を実施し、障害者ケアマネジメントにより、障害福祉サービス等の利用者の生活機能やインフォーマルサービスを最大限活用し、本人のニーズに沿った総合的な支援を計画的かつ継続的に実施できる体制が必要です。

本市の計画相談支援等の利用率は、大阪府内でも低い水準で推移していることから、現在実施している指定特定相談支援事業所の新規開設や相談支援専門員の確保を促す補助制度に加え、計画相談支援利用のあっせん調整の仕組みの改善、事務効率化等による相談支援専門員の１人当たり対応件数を増やすよう促すなど「のぞまないセルフプラン」の解消に向けた体制整備に取り組みます。

また、障害者相談支援センターと指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所の役割を明確化し、障害福祉サービスにつながった後も支援に隙間が生じないよう適切に支援内容を分担するとともに、基幹相談支援センターが実施する研修や自立支援協議会で実施する事例検討を通じて、サービスの質の向上をめざします。

施策（２）地域での自立した生活への支援

障害者が住み慣れた地域での生活を継続し、又は精神科病院での長期入院者や施設入所者が地域へ移行するためには、障害者本人の持つ強み（ストレングス）を最大限発揮、助長する視点に立ち、意思決定支援、日中や夜間の介護、訓練、住まいの確保など障害福祉サービス等の提供体制を確保するとともに、インフォーマルサービスなど、あらゆる社会資源を最大限に活用することにより、本人のニーズに沿った総合的な支援を行う必要があります。

障害者及び障害者を介護する家族の高齢化や、障害者及び家族の就労ニーズの高まりに伴い、障害福祉サービス等の持続可能な提供基盤の確保とともに、社会資源を障害者のニーズに沿って円滑かつ適正に活用する上で、計画的かつ継続的に総合的な支援を行う計画相談支援の提供基盤の確保は、特に重要な課題となっています。

①自立支援給付事業、地域生活支援事業等の実施

自立支援給付事業、地域生活支援事業等の実施に当たっては、真に必要な給付を適正に行うとともに、国の動向や地域の実情を踏まえたサービス提供基盤の確保を図ります。

地域活動支援センター事業については、障害福祉サービスの日中活動系サービスの利用が困難な状態にある方を中心に、様々な方が安心して通える場として現行制度の見直

しを行いサービス提供基盤の確保に取り組みます。

また、障害児が18歳を迎え、夕方以降の活動・介護の場の確保が困難になるいわゆる「18歳の壁」等、夕方以降の重度障害者の介護体制の課題について、生活介護事業におけるサービス提供時間の拡充を事業者に働きかける等、サービス提供体制の改善に努めます。

障害者本人の強み（ストレングス）を最大限発揮、助長するとともに、その他の公的サービス、保健医療サービス、民間サービスや市民活動団体等によるインフォーマルサービス等の社会資源から最適な社会資源を選択し組み合わせることにより、障害者が希望する生活を営めるように総合的な支援に努めます。

③住まいの確保

令和6年（2024年）4月施行の改正障害者総合支援法により、共同生活援助（グループホーム）の支援内容に、一人暮らし等を希望する利用者に対する支援や退去後の一人暮らし等の定着に向けた支援が新たに盛り込まれることから、共同生活援助事業者と連携を図りながら利用者支援に取り組みます。

共同生活援助（グループホーム）については、一定程度、量的確保が進んでいるものの、強度行動障害者や身体障害と他の障害の重複等、障害特性や障害の程度又は希望の条件等によっては、入居先が見つかりにくい場合があるなど、なお不足感が解消されていないため、様々なニーズに対応できるよう引き続き整備促進を図ります。

また、居住の安定に関する情報の周知やOsaka あんしん住まい推進協議会、居住支援法人等との連携など、「茨木市居住マスタープラン」に則って住宅確保に配慮を要する障害者への支援を行うとともに、住宅確保に係る環境整備に努めます。

このほか、身体障害者や精神障害者から一定のニーズが見受けられる「サービス付き高齢者向け住宅」や「住宅型有料老人ホーム」については、利用実態の把握に努め、障害福祉サービス等の適正な提供について慎重に判断を行うほか、サービス提供に係る法令順守に係る指導の実施等、障害者にとっての適切な住まいの確保のあり方について検討します。

④地域生活支援拠点等の機能の充実

「障害者等の重度化・高齢化」や「親亡き後」「緊急時の対応」に備えるため、地域生活支援拠点の機能を担う事業所向けマニュアル及び協力事業所の登録制度を整備しました。制度の周知、更なる登録事業所の増加及び関係機関との連携等により実効性の向上に取り組み、機能の充実を図ります。

機能の充実を図るには、医療的ケアや強度行動障害の状態にある者に対応する専門的ケアを行う人材も必要となるため、人材の確保・養成に取り組みます。

施策（３）精神障害者の地域での支援体制の充実

精神障害者（発達障害・高次脳機能障害・依存症含む）が地域生活を継続するためには、地域における精神障害への理解と、福祉・医療を始めとした多様な関係機関の密接な連携が重要であり、これらを引き続き推進していく必要があります。

②精神障害に関する理解促進

精神障害について正しく理解し、理解の不足や偏見による社会的障壁を除去するため、自立支援協議会が主催する研修や市が実施する出前講座、心のサポーター養成研修等を活用し、啓発に取り組みます。

基本目標３　憩える　参加できる　活躍できる

施策（１）就労でき、働きつづけられる環境の充実

アンケート調査では、地域生活を継続する上で必要なこととして、「生活するのに必要な収入がある」「働ける場所がある」との回答が多く、また、現在働いていない18歳以上65歳未満の回答のうち過半数が「働きたい」という意向を示すなど、障害者の就労へのニーズが高い様子がうかがえます。

障害者が地域で質の高い自立した生活を営むためには就労が重要であることから、働く意欲がある障害者がその適性に応じて能力を十分に発揮することができるように、多様な就業の機会を確保するとともに、就業先へ、障害者が就労を継続し定着できるように支援する必要があります。雇用・就業の促進に関する施策と福祉施策との適切な組み合わせのもと、障害者の経済的自立を支援します。

また、一般就労が困難な障害者に関しては、障害福祉サービス事業所が主体的に受注役務の開拓や生産体制の改善に取り組める環境づくりを支援するほか、市による障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するなど、障害者の収入や働きがいの向上に向けた取組が必要です。

⑤「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」に基づく取組の推進

法律の趣旨や市庁内で実施する「行政の福祉化検討部会」の場等を活用し、関係各課に、障害者就労施設等への積極的な役務の発注を周知するなど、優先調達額の向上に努めます。

また、優先調達額の向上等に向け障害者就労促進事業について見直しを図るとともに、引き続き障害福祉サービス事業所が主体的に受注役務の開拓や生産体制の工夫が行えるように働きかけていきます。

⑥通所施設が行う生産活動、創作活動等の促進

大阪府工賃向上計画支援事業の活用を検討するほか、共同受注システムなどの取組を通じて、障害福祉サービス事業所等の通所施設による主体的な役務受注や生産体制の改善を促進し、工賃の向上を図ります。

併せて、通所施設の主体的な授産製品の開発・受注・販路の拡大、創作品展示及び市民との交流を促進し、障害者の心身やニーズに応じた多様な生産活動の確保、障害者の創作品の発表機会の確保及び障害のない市民との交流機会の増進等を図ります。

⑧重度障害者の就労支援等

重度障害者の通勤支援や職場等における支援、また重度障害者の大学等への修学において大学が行うべき合理的配慮の提供体制構築にあたっての、ニーズ及び課題の把握に努めます。

地域生活支援促進事業である「雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業」又は「重度訪問介護利用者の大学修学支援事業」の活用について、障害者のニーズ、関係機関の意向及び地域の実情等に応じて、検討します。

基本目標５　情報を活かして、安全・安心に暮らせる

施策（３）防災の推進

アンケート調査では、災害時の避難について、「一人で避難できない」「近くに助けてくれる人はいない」との回答がいずれも3割を上回り、多くの方が災害時の避難に不安を感じている様子がうかがえます。

茨木市地域防災計画等に基づき、災害時における要配慮者への多様できめ細かな情報の発信、避難行動要支援者への対策や、個別避難計画の作成、福祉避難所の更なる体制整備を進める必要があります。

また、障害福祉サービス事業所等において作成される業務継続計画や、水防法に基づく避難確保計画による避難訓練や研修等が適切に行われ、災害時の障害者の安全確保、避難及び生活の復旧に向けた支援が、適切に実施される必要があります。

④福祉避難所の設置・災害協定に基づく支援体制の整備

指定福祉避難所のうち、医療的ケアを必要とし、電源の確保が必要な方に対応する一次避難所として、茨木市立男女共生センターローズWAMでの体制整備を行うとともに、二次避難所であるハートフル、ともしび園、かしの木園、あけぼの学園についても、受入れ対象者の特性に応じた対応ができるよう体制整備を進めます。

また、茨木市障害福祉サービス事業所連絡会と締結している「大規模災害に伴う避難施設の設置運営に関する協定」による福祉避難所（以下、「協定等による福祉避難所」という。）における役割や支援体制を整理する等、協定等による福祉避難所の登録勧奨を行うなど、災害時における要配慮者の安全・安心を確保する取組を進めます。

基本目標６　持続可能な社会保障を推進する

施策（１）障害者制度の適正運営

障害者の地域生活を支えていくためには、障害者の地域生活を支える人的資源やサービス基盤など、社会資源がいずれも有限であることを踏まえ、制度を公正かつ適正に運営し、サービスの質を確保しつつ持続可能なものとする必要があり、地域のニーズの動向やサービスの整備状況を踏まえ、いわゆる総量規制（以下、「総量規制」という。）や意見申出制度の活用について検討します。

障害者の希望する生活の実現に当たっては、計画相談支援等障害者ケアマネジメントの実施において適正な公的サービスの利用と併せ、インフォーマルサービスなどの地域の社会資源を最大限活用することで最大の効果が得られる支援の促進に努めるなど、持続可能な制度運営を行います。

③地域のニーズを踏まえた障害福祉サービス事業者の指定

就労継続支援B型事業所については、増加が著しくサービスの質の確保や法令に則った適正な運営等が課題となっていることから、障害者の選択肢の確保に配慮しつつ、総量規制や意見申出制度の活用に係る調整を行います。

共同生活援助（グループホーム）については、障害福祉サービスの実績や経験が少ないなど支援の質の低下が懸念されていることから、参入障壁にならないよう配慮しつつ、意見申出制度の活用を検討します。

今後、充足しているサービスや、障害者等の利用に当たって特定の課題を有しているサービスについては、地域のニーズの動向やサービスの整備状況を踏まえ、総量規制や意見申出制度の活用について検討を行います。

施策（２）持続可能な障害福祉サービス事業所の運営及び人材の育成

障害福祉サービス事業所による法令順守の取組が徹底されることにより、虐待などの不適切な利用者対応や報酬請求などを防止し、適正な運営体制を確保することが、市民による障害福祉サービス制度への信頼の基盤となります。

持続可能なサービス提供基盤を維持する上で、各障害福祉サービス事業所での慢性的な人材不足も課題となっています。人材の確保、定着に向け、事業所による人材育成の体制づくり、利用者等からのハラスメント対応や労働法規を順守した働きやすい環境づくり等を進めるとともに、事務効率化、事業所間の連携・学びの共有などの事業所間における相互協力を促進することがより重要となっていくと考えられます。

②サービス提供従業者の確保・事務効率化

持続可能なサービス提供体制の確保のため、障害福祉サービス事業所に対しては、国が利用者や家族等からのハラスメントへの対応として作成した「障害福祉の現場におけるハラスメント対策マニュアル」等の普及・啓発に努め、事業所において研修が適切に行われ、障害福祉の仕事の魅力が発信されるように働きかけるなど、人材の確保・離職防止に向けた取組の促進に努めるとともに、サービス提供人材の育成に必要な研修の受講、試験の受験に係る補助金制度を実施します。また、ICTの活用などによる事務効率化の好事例の共有を行うなど、人的資源の障害福祉分野への確保、定着に向け、事業所間や多職種間での連携、相互協力が行われるように支援に努めます。

③障害福祉サービス事業所等における人材育成の促進

障害福祉サービス事業所等に対しては、強度行動障害の状態にある者や医療的ケア対象者への支援など専門性の高い支援への研修や、障害者が地域生活を継続する上で課題となるサービスの質の向上のための研修、その他サービス提供基盤を持続可能なものとするために必要な研修について、障害福祉サービス事業所等において行われるもの、自立支援協議会や地域生活支援拠点等の人材育成機能を担うハートフルが行うものなど、地域のニーズに応じ適切な連携や役割分担のもと、効率的・効果的な人材育成の促進に努めます。

指定特定相談支援事業所に対しては、大阪府相談支援従事者研修(初任者・現任)における課題実習の受入れやサービス等利用計画の質の向上に向けた指導、助言を行うこと、人材育成などの役割を担う主任相談支援専門員の配置や、併せて主任相談支援専門員の指導のもとサービス等利用計画を作成できる「相談支援員」の配置要件となる機能強化型の算定要件整備を促すことなどにより、サービスの向上や人材の確保・定着に努めます。

施策（３）市立障害者施設のあり方の検討

市の公共施設等に関しては、老朽化が進行する中、将来の人口減少や人口構造の変化等を見据えた、中長期的な視点を持って効率的で効果的な公共施設等の保全・更新等を行い、複合化・多機能化、統廃合等を含めた時代の要請に応じる見直しを推進する必要があります。

障害福祉分野において、かしの木園、ともしび園、ハートフルについては、平成25年（2013年）4月から指定管理者制度を導入し、かしの木園、ハートフルについては、令和5年（2023年）4月から令和10年（2028年）3月31日までの第3期目の指定管理期間に入っており、ともしび園については、令和7年9月から令和12年3月31日までの第4期目の指定管理期間に入っています。

制度導入時から 10 余年が経過し、その間、社会資源や利用者ニーズ、関係法の改正

など社会情勢は変化していることから、今後も市が果たすべき役割を継続的に担えるように、それぞれの施設の役割を検討する必要があります。

①市立障害者施設のあり方の検討

かしの木園、ともしび園、ハートフルについて、当該施設が実施する事業の効果、障害福祉サービスの整備状況、利用者のニーズの動向又は関係法の改正などの社会情勢の変化により、障害福祉施策における本市独自財源の活用先として、公的施設が担う役割の意義を検証し、茨木市公共施設等マネジメント基本方針及び茨木市公共施設最適化方針等に示す方向性等を踏まえ、各施設を障害福祉の増進のため最大限活用できるように、今後のあり方を検討します。

・茨木市立障害者就労支援センターかしの木園

障害福祉サービス（就労移行支援及び就労定着支援）を主たる事業とする本施設については、自主事業により就労選択支援、ジョブコーチ事業の実施のほか、企業連携や就労支援機関のネットワーク化等障害者の就労環境の充実にも取り組んでおり、次期は指定管理者制度による運営を維持しつつ、現行事業の実施状況や効果、本施設の就労支援の拠点としての役割や機能、公共施設としての意義や事業のあり方について、今後、民営化等を含めて検討していきます。

・茨木市立障害者生活支援センターともしび園

障害福祉サービス等（生活介護及び日帰りショートステイ）を主たる事業とする本施設については、本市域における生活介護事業者の整備状況、及び強度行動障害並びに医療的ケア提供体制の状況、当該課題についての本市の支援策の実施状況や効果等を勘案したうえで、より重度障害者の地域生活の持続可能性を高められる施設の活用、運営手法として、これまでの指定管理者制度の維持又は今後、民営化等も含めて検討していきます。

・茨木市立障害福祉センターハートフル

地域共生社会に向けて障害のある人、ない人の交流促進や講座の充実等に取り組むとともに生活介護や入浴サービス等により重度障害者のサービス提供基盤を維持し、本施設の各事業や活動等の周知を図ります。また、機能訓練を主たるサービスとする地域活動支援センターⅡ型は、日中活動に困難のある障害者を支える地域のセーフティネットの確保等を行うため、現行利用者への配慮を行いつつ、より多くの方のニーズに応じた利用がしやすいよう、創作活動や交流を主たるサービスとするⅢ型に再編します。本施設は事業の性質を鑑み、指定管理制度による運営を継続しつつ、効果的な施設活用を検討していきます。

３　障害福祉計画（第８期）

（１）第８期計画の目標設定と実現に向けた取組

障害者総合支援法に基づく国の「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」及び大阪府の「第8期市町村障がい福祉計画及び第4期市町村障がい児福祉計画策定に向けた大阪府の基本的な考え方」を踏まえた上で、本市の「茨木市総合保健福祉計画」の基本理念に則り、本市の実情を勘案して、令和 11 年度（2029 年度）末を目標年度とする数値目標を設定します。

国及び大阪府が新たに設定した項目並びに本市の実情に応じた項目を設定し、持続可能性を考慮したサービス提供体制の確保に向けて取り組みます。

（２）成果目標

①福祉施設の入所者の地域生活への移行

ア 地域生活に移行する者の数【障害福祉課】

【目標値設定の考え方】

令和 11 年度（2029 年度）末時点で令和7年度（2025 年度）末の施設入所者の6%以上が地域生活へ移行することを目標として設定します。

■地域生活移行者数の目標値

令和７年度（2025年度）末 施設入所者数	令和11年度（2029年度）末 地域生活移行者数	
132人	８人	移行率６％以上

＊国・大阪府の基本指針等：令和11年度（2029年度）末時点で令和7年度（2025年度）末の施設入所者の6%以上

イ 施設入所者数の削減【障害福祉課】

【目標値設定の考え方】

令和 11 年度（2029 年度）末時点で令和7年度（2025 年度）末の施設入所者数の3.1%以上削減することを目標として設定します。

■施設入所者数の削減の目標値

令和７年度（2025年度）末 施設入所者数	令和11年度（2029年度）末 施設入所者数の削減	
132人	削減数５人 削減率3.1%以上	施設入所者数 127人

＊国の基本指針 ：令和11年度（2029年度）末時点で令和7年度（2025年度）末時点の施設入所者数の5%以上削減

＊大阪府の考え方：令和11年度（2029年度）末時点で令和7年度（2025年度）末時点の施設入所者数の3.1%以上削減

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

ア 精神病床における1年以上長期入院患者数【障害福祉課】

【目標値設定の考え方】

令和 11 年（2029 年）6月末時点の精神病床における1年以上長期入院患者数 6,482 人（大阪府全体の目標値）を令和7年（2025 年）6月末時点の大阪府内の精神病床における1年以上の長期入院患者数に占める本市の精神病床における1年以上の長期入院患者数の割合で按分した数値である 273 人を目標として設定します。

■精神病床における1年以上長期入院患者数の目標値

令和11年（2029年度）６月末時点 精神病床における１年以上長期入院患者数
273人

＊国の基本指針：令和11年度（2029年度）末の精神病床における1年以上の長期入院患者数（65歳以上、65歳未満、75歳以上、40歳以上の認知症である者）を設定

＊大阪府の考え方：令和11年（2029年）6月末時点の精神病床における1年以上の長期入院患者数について、65歳以上、65歳未満、75歳以上、40歳以上の認知症である者のそれぞれの目標値を国の基本指針で示す算定式により設定（市町村は、年齢の区別を設けない）。

イ 心のサポーター【健康づくり課】

【目標値設定の考え方】

心のサポーター養成研修を年間1回以上実施し、精神障害について正しい知識と理解を持った支援者を増やしていくことを目標として設定します。

■心のサポーターの目標値

令和11年度（2029年度） 心のサポーター
心のサポーター養成研修を年間１回以上開催する。

＊国の基本指針：令和15年度（2034年度）末までに100万人

＊大阪府の考え方：国の基本指針の趣旨や市町村の取組状況等を踏まえ、心のサポーター及びゲートキーパーについて、市町村における養成が進むように支援します。

③福祉施設から一般就労への移行等

ア 福祉施設から一般就労への移行者数【障害福祉課】

【目標値設定の考え方】

令和 11 年度（2029 年度）中に、就労移行支援等を通じた一般就労への移行者数を令和6年度（2024 年度）実績の 1.31 倍以上とし、併せて、就労移行支援 1.14 倍以上、就労継続支援A型 1.52 倍以上、就労継続支援B型 1.67 倍以上とすることを目標として

設定します。

また、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を6割以上とすることを目標として設定します。

■福祉施設から一般就労への移行の目標値

令和６年度（2024年度） 一般就労への移行者数	令和11年度（2029年度）中 一般就労への移行者数	
全体76人 ※自立訓練１人含む	全体100人	令和６年度（2024年度）対比 全体1.31倍以上
就労移行支援　45人	就労移行支援　52人	就労移行支援　1.14倍以上
就労継続支援Ａ型　22人	就労継続支援Ａ型　34人	就労継続支援Ａ型　1.52倍以上
就労継続支援Ｂ型　８人	就労継続支援Ｂ型　14人	就労継続支援Ｂ型　1.67倍以上

＊国・大阪府の基本指針等：令和11年度（2029年度）中に就労移行支援等を通じた一般就労への移行者数を令和6年度（2024年度）実績の1.31倍以上、就労移行支援1.14倍以上、就労継続支援A型1.52倍以上、就労継続支援B型1.67倍以上

■就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の目標値

令和11年度（2029年度） 就労移行支援事業所の一般就労への移行に関する目標
就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が５割以上の事業所が６割以上

＊国の基本指針：就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を5割以上

＊大阪府の考え方：就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を6割以上

イ 就労定着支援事業の利用者数、就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる事業所及び協議会を活用した取組の推進【障害福祉課】

【目標値設定の考え方】

就労定着支援事業の利用者数については、令和 11 年度（2029 年度）末の利用者数を令和6年度（2024 年度）末実績の 1.47 倍以上を目標として設定します。

就労定着率については、令和 11 年度（2029 年度）の就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合を2割5分以上とすることを目標として設定します。

また、地域の就労支援のネットワークを強化し、雇用、福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、自立支援協議会「就労支援部会」を通じて、取組を進めることを目標として設定します。

■就労定着支援事業の利用者数の目標値

令和６年度（2024年度）末 就労定着支援事業の利用者数	令和11年度（2029年度）末 就労定着支援事業の利用者数	
65人	96人	1.47倍以上

＊国・大阪府の基本指針等：令和11年度（2029年度）末の利用者数を令和6年度（2024年度）末実績の1.47倍以上とする。

■就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる事業所の目標値

令和11年度（2029年度） 就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が７割以上となる事業所
就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が７割以上となる事業所の割合が２割５分以上

＊国・大阪府の基本指針等：令和11年度（2029年度）の就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合を2割5分以上とする。

■協議会を活用した取組の推進の目標値

令和11年度（2029年度） 協議会を活用した取組の推進
茨木市障害者地域自立協議会「就労支援部会」及びかしの木園それぞれにおいて、ハローワーク及び障害者就業・生活支援センターの助言や協力を得て、障害の理解又は障害者の就労及び定着に資する複数企業との関係づくり又は連携強化の取組を年１回以上実施する。

＊令和11年度（2029年度）末の国・大阪府の目標：地域の就労支援のネットワークを強化し、雇用、福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、協議会（就労支援部会）等を設けて取組を進める。

ウ 就労選択支援事業所の設置及び就労選択支援事業の利用者数【障害福祉課】

【目標値設定の考え方】

自立支援協議会の設置圏域ごとに就労選択支援事業所を4事業所以上設置することを目標として設定します。

また、令和11年度（2029年度）の就労選択支援事業の実利用者数については、大阪府の目標値を就労移行支援及び就労継続支援の利用状況により按分した数値である150人を目標として設定します。

■就労選択支援事業所の設置の目標値

令和11年度（2029年度）末 就労選択支援事業所の設置
４事業所以上設置

＊国・大阪府の考え方：協議会の設置圏域ごとに就労選択支援事業所を１事業所以上設置

■就労選択支援事業の実利用者数の目標値

令和11年度（2029年度） 就労選択支援事業の実利用者数
150人以上

＊国の考え方：令和１１年度（2029年度）の就労選択支援事業の利用者数を82,000人以上とする。
＊大阪府の考え方：令和１１年度（2029年度）の就労選択支援事業の利用者数を8,530人以上とする。

エ 就労継続支援B型事業所における工賃の平均額【障害福祉課】

【目標値設定の考え方】

本市においては、第7期計画期間における工賃平均額を踏まえて、第8期計画は令和6年度（2024 年度）の全国の工賃平均額を目標として設定します。

■就労継続支援B型事業所における工賃の平均額の目標値

令和11年度（2029年度） 就労継続支援Ｂ型事業所における工賃の平均額
24,141円

＊大阪府の考え方：令和7年度（2025年度）工賃実績等を踏まえ、目標設定に協力すること。

④地域生活支援の充実

ア 地域生活支援拠点等の整備、効果的な支援体制及び連絡体制の構築、運用状況の検証・検討【障害福祉課】

【目標値設定の考え方】

国の基本指針及び大阪府の基本的な考え方として、令和 １１ 年度（2029 年度）末までに、地域生活支援拠点等に、拠点コーディネーターを配置することとされています。本市では、引き続き、市が直接運営する基幹相談支援センターがコーディネート機能を担いますが、運用状況の検証を踏まえ、拠点コーディネーターの配置を検討します。

地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者については、3名配置することを目標として設定し、また、年 １ 回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを目標として設定します。

■地域生活支援拠点等の整備、効果的な支援体制及び連絡体制の構築、運用状況の検証・検討に関する目標値

令和11年度（2029年度）末 地域生活支援拠点等の機能の充実に関する目標	
拠点コーディネーターの配置	無
地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置	３名
運用状況の検証・検討	地域生活支援拠点等の運用状況の検証・検討を、それぞれ年１回以上実施し、茨木市障害者地域自立支援協議会に報告する。

＊国・大阪府の基本指針等：令和11年度（2029年度）末までに、拠点コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討する。

イ 強度行動障害の状態にある者への支援体制の整備【障害福祉課】

【目標値設定の考え方】

令和 11 年度末（2029 年度末）までに、強度行動障害の状態にある者について、令和8年度（2026 年度）に実施した「強度行動障害の利用者支援に関するアンケート調査」を踏まえ、地域の関係機関が連携した支援体制を整備することを目標として設定します。

■強度行動障害の状態にある者への支援体制の整備の目標値

令和11年度（2029年度）末 強度行動障害の状態にある者への支援体制の整備
令和８年度（2026年度）に実施した「強度行動障害の利用者支援に関するアンケート調査」の結果に基づいた支援ニーズの実現に向けて、関係機関とのネットワークの構築を図りながら取組を行う。

＊国・大阪府の基本指針等：令和11年度（2029年度）末までに、強度行動障害の状態にある者について、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制を整備する。

⑤相談支援体制の充実・強化等

ア 相談支援体制の充実・強化【障害福祉課】

【目標値設定の考え方】

令和 11 年度（2029 年度）末までに、基幹相談支援センターが関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりを行う役割を担い、持続可能性を考慮した地域の相談支援体制の充実・強化を図ります。

また、自立支援協議会において、個別事例の検討を通じた地域課題の抽出や人材育成を継続的に行い、地域サービス基盤の開発・改善等の取組を行う体制を継続します。

■相談支援体制の充実・強化等の目標値

令和11年度（2029年度）末 相談支援体制の充実・強化等の取組
・市内の相談支援事業所を対象とした事例検討会を年８回以上実施する。
・市内の相談支援事業所に所属する相談支援専門員のスキルアップを図るための研修会を年１回以上実施する。
・茨木市障害者地域自立支援協議会の各部会において、地域サービス基盤の開発・改善等に関する活動の成果等の報告、及び地域生活支援拠点等の報告を定例会にて年１回以上実施する。

＊国・大阪府の基本指針等：令和11年度（2029年度）末までに、基幹相談支援センターが関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担い、地域の相談支援体制の充実・強化を図る体制を確保する。

イ のぞまないセルフプラン【障害福祉課】

【目標値設定の考え方】

令和9年度（2027 年度）までに、のぞまないセルフプランの件数が把握できる体制を整備し、令和 11 年度（2029 年度）末までに、のぞまないセルフプランの件数を0件にすることを目標として設定します。

■のぞまないセルフプランの目標値

令和11年度（2029年度）末 のぞまないセルフプランの目標
のぞまないセルフプランの件数を０件にする。

＊国・大阪府の基本指針等：令和11年度（2029年度）末までに、のぞまないセルフプランの件数を0件にする。

⑥計画相談支援体制の充実【障害福祉課】

【目標値設定の考え方】

本市の計画相談支援の利用率は、令和8年（2026年）3月末時点で44.1%と増加傾向ではありますが、令和7年（2025年）3月末時点では北摂地域（7市）では最下位となっており、必要としている方に対して、計画相談を十分に提供できていないことが、本市の大きな課題となっています。

本市では、令和11年度（2029年度）末までに北摂地域（7市）の利用率の平均値と同等の60%を目標とし、また、利用率の目標達成に向けて、計画相談支援に従事する相談支援専門員常勤換算数について改めて試算した結果、令和11年度（2029年度）末までに必要と推計される人数を41人から46人と変更し、目標として設定します。

■計画相談支援体制の充実に関する目標値

令和11年度（2029年度）末 計画相談支援体制の充実に関する目標
・計画相談支援の利用率　60%
・計画相談支援に従事する相談支援専門員常勤換算数　46人

＊本市の独自設定項目

⑦障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

【福祉指導監査課･障害福祉課】

【目標値設定の考え方】

障害福祉サービス事業者等への指導監督部局と障害福祉部局の連携並びに実地指導及び集団指導の実施等による支援を通じ、サービスの質の確保･向上を図ります。また、併せて請求誤り及び不正請求の未然防止等の観点から報酬の審査体制の強化等に取り組むほか、必要時には監査の実施による厳正な対応により制度への信頼の確保等を行います。

■障害福祉サービス等の質を向上させるための取組の目標値

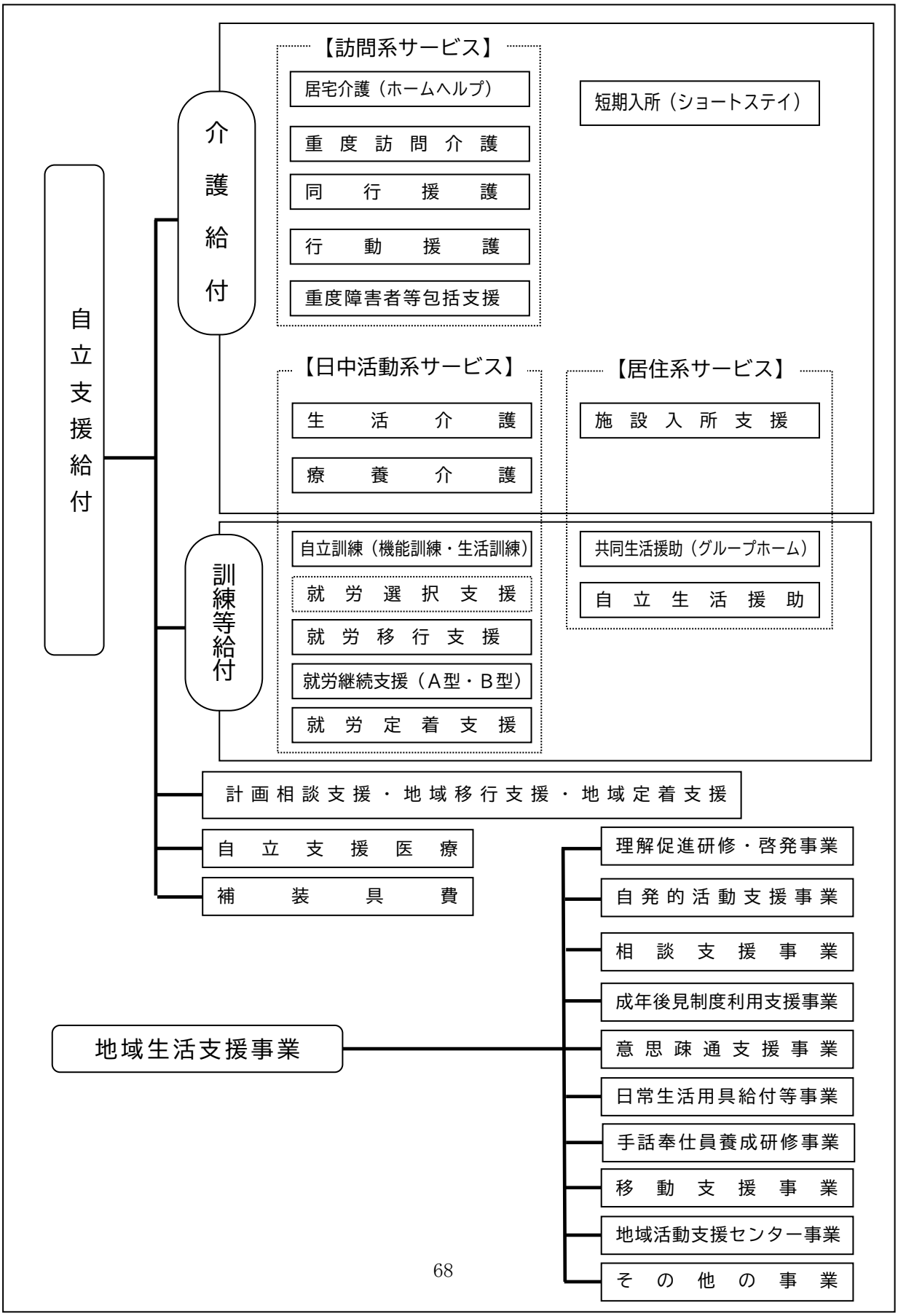
令和11年度（2029年度）末 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組
ア　障害福祉サービス事業所等への実地指導を年120件以上実施する。
イ　障害福祉サービス事業所等への集団指導を年１回実施する。
ウ　障害福祉サービス事業者を対象とし、障害者計画又は障害福祉計画に記載した課題（意思決定支援、虐待防止、医療的ケア、強度行動障害の状態にある者への支援等障害者の地域生活の持続可能性又は利用者によるハラスメント防止、事務効率化等サービス提供体制の持続可能性の確保・向上に資するもの）を主題とした研修について、市、ハートフル、茨木市障害者地域自立支援協議会のいずれかを主体として年１回以上実施する。
エ　障害福祉サービス事業者又はそのグループにおいて、ウに掲げる内容の研修が行われるように促し、その実施状況を把握する。

＊国の基本指針：令和１１年度（2029年度）末までに障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築する。

＊大阪府の考え方：不正請求の未然防止等の観点から報酬の審査体制の強化等の取組、指導権限を有する者との協力連携、適正な指導監査等の実施等について、目標設定する。

（３）活動指標

①サービスの体系



②自立支援給付の必要量の見込みと確保の方策【障害福祉課】

【見込み量設定の考え方】

各サービス共通して、令和5年度（2023年度）から令和7年度（2025年度）までの3か年の利用実績をもとに、令和9年度（2027年度）から令和11年度（2029年度）までの利用状況の推移を勘案し見込みました。

訪問系サービスにおける、居宅介護、重度訪問介護、行動援護については、令和5年度（2023年度）から令和7年度（2025年度）までの3か年の利用実績をもとに、今後の推移を勘案し見込みました。同行援護については、新型コロナウイルス感染症の外出自粛により令和2年度（2020年度）は実績が減少していましたが、以降は増加に転じ新型コロナウイルス感染症発生以前の水準に戻っている状況です。令和7年度（2025年度）も同水準であり利用者数も微増を見込んでいることから、量についても利用者数と同様の増加率とし微増と見込みました。

短期入所については、障害者の重度化・高齢化や介護者が不在になった時の備えとしてのニーズの増加や地域生活支援拠点等の整備状況を加味し、今後の増加を見込みました。

日中活動系サービスについては、令和5年度（2023年度）から令和7年度（2025年度）までの3か年の利用実績をもとに、今後の推移を見込みました。就労継続支援A型については知的障害者及び精神障害者、就労継続支援B型については精神障害者の増加が著しく、それらの状況を加味し今後の増加を見込んでいます。就労選択支援については、制度が始まった令和7年度（2025年度）の下半期の利用実績、就労選択支援事業所の指定状況、令和9年度（2027年度）からの利用要件拡大等の状況を勘案し今後の増加を見込んでいます。

居住系サービスにおける、施設入所支援、共同生活援助（グループホーム）については、令和5年度（2023年度）から令和7年度（2025年度）までの3か年の利用実績をもとに、今後の増加を見込みました。自立生活援助については、令和7年度（2025年度）の実績を加味し、今後の推移を見込んでいます。

計画相談支援、地域移行支援については、令和5年度（2023年度）から令和7年度（2025年度）までの3か年の利用実績をもとに、今後の増加を見込みました。

【見込み量確保のための方策】

サービスを必要とする障害者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、真に必要なサービス種別及び量の適正な支給決定に努めます。

市広報誌やホームページ、「障害者のてびき」などを通じて利用者に対してサービスの周知を図ります。

就労系サービスの利用にあたっては、「障害者の雇用の促進等に関する法律」（障害者雇用促進法）に基づく支援制度やハローワーク、障害者就業・生活支援センター等を通じ

た支援などを踏まえ、障害者が状況に応じ適切な支援制度を選択・利用できるよう、意思決定に必要な情報提供と援助を行います。

就労系サービスを利用し一般就労へ移行された方が、企業等での就労を継続できるように、必要に応じてジョブコーチ利用の勧奨や就労定着支援の支給決定を行うなど、本市の障害者が働き続けることができるように支援します。

就労継続支援B型事業所については、増加が著しくサービスの質の確保や法令に則った適正な運営等が課題となっていることから、障害者の選択肢の確保に配慮しつつ、総量規制や意見申出制度の活用に係る調整を行います。

短期入所、生活介護、共同生活援助（グループホーム）の市内における地域資源の整備については、医療的ケアが必要な障害者や強度行動障害の状態にある者に対しての支援体制を考慮し整備方針を検討します。なお、医療的ケアが必要な障害者や強度行動障害の状態にある者に適切な支援ができる人材を確保するため、地域生活支援拠点等の機能等を活用し、障害福祉サービス事業所における専門的な人材の確保・養成に努めます。

共同生活援助（グループホーム）については、事業所数は増加しているものの、障害福祉サービスの実績や経験が少ないなど質の低下が懸念されるほか、強度行動障害の状態にある方や身体障害と他の障害の重複等がある方など、障害の状態によっては入居先が見つかりにくいなどの課題があり、課題解消のための社会資源の整備促進に努めるとともに、障害者個別の意向や心身の状況に適した居住形態について適切に相談支援を実施するほか、参入障壁にならないよう配慮しつつ、意見申出制度の活用を検討します。

自立生活援助については、ニーズの把握に努めます。

計画相談支援については、現状の活動指標における見込量では令和11年度（2029年度）末までに、計画相談支援の利用率を60%とする成果目標は達成できないため、引き続き利用率向上の方法を検討していく必要があります。また、令和9年度（2027年度）までにのぞまないセルフプランの件数を把握の上、令和11年度（2029年度）末に向けてのぞまないセルフプランを0件にする方法についても併せて検討していく必要があります。障害者相談支援事業との役割を整理し、障害者がサービス利用意向を示した段階で支援が円滑に開始できるよう運用の改善を行うとともに、既に障害福祉サービスを利用している障害者相談支援の対象者については、計画相談支援の利用や引継ぎを促進します。また、主任相談支援専門員と連携し、個別支援の質の向上や、地域で人材育成できる体制整備に努めます。

地域移行、地域定着支援については、自立支援協議会と連携し、インフォーマルサービスを含めた総合的な支援が受けられるように、地域移行等にかかる相談支援体制の充実に努めるとともに、過去の実績からは利用が見込まれないため、個別の地域生活移行の援助事例において制度の周知・利用勧奨を行います。

ア 訪問系サービス

サービス種別	サービス内容
居宅介護	自宅において、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事の援助を行います。
重度訪問介護	常時介護を必要とする重度の肢体不自由者その他障害者に、自宅での入浴・排せつ・食事等の介護や外出時の移動中の介護を総合的に行います。
同行援護	視覚障害により移動が困難な方に外出時の移動の補助及び外出先において必要な視覚的情報の支援（代筆・代読を含む）を行います。
行動援護	知的又は精神障害により行動上著しい困難を有し、常時介護を必要とする重度障害者に対し、行動上の危険を回避するために必要な援護や外出時の移動中の介護などを行います。
重度障害者等包括支援	常時介護を必要とする障害者で、介護の必要の程度が著しく高い場合に、居宅介護をはじめとする福祉サービスを包括的に行います。

サービス種別	単位	障害種別	令和９年度（2027年度）	令和10年度（2028年度）	令和11年度（2029年度）
居宅介護	利用者数【人/月】	身体障害者	170	172	174
		知的障害者	126	131	136
		精神障害者	259	263	267
		難病対象者	12	13	13
		障害児	22	23	23
		合　計	589	602	613
	量【人時間/月】	身体障害者	5,473	5,528	5,583
		知的障害者	1,625	1,706	1,792
		精神障害者	2,904	2,948	2,993
		難病対象者	361	370	380
		障害児	335	338	341
		合　計	10,698	10,890	11,089
重度訪問介護	利用者数【人/月】	身体障害者	23	23	23
		知的障害者	3	3	4
		精神障害者	0	0	0
		難病対象者	0	0	0
		合　計	26	26	27
	量【人時間/月】	身体障害者	7,541	7,661	7,783
		知的障害者	1,138	1,171	1,205
		精神障害者	0	0	0
		難病対象者	0	0	0
		合　計	8,679	8,832	8,988
同行援護	利用者数【人/月】	身体障害者	68	68	69
		知的障害者	1	1	1
		精神障害者	2	2	2
		難病対象者	0	0	0
		障害児	0	0	0
		合　計	71	71	72

サービス種別	単位	障害種別	令和９年度（2027年度）	令和10年度（2028年度）	令和11年度（2029年度）
	量【人時間/月】	身体障害者	1,732	1,745	1,757
		知的障害者	4	5	5
		精神障害者	18	19	19
		難病対象者	0	0	0
		障害児	0	0	0
		合　計	1,754	1,769	1,781
行動援護	利用者数【人/月】	身体障害者	0	0	0
		知的障害者	12	13	15
		精神障害者	2	2	2
		難病対象者	0	0	0
		障害児	0	0	0
		合　計	14	15	17
	量【人時間/月】	身体障害者	0	0	0
		知的障害者	369	406	447
		精神障害者	62	65	68
		難病対象者	0	0	0
		障害児	0	0	0
		合　計	431	471	515
重度障害者等包括支援	利用者数【人/月】	身体障害者	0	0	0
		知的障害者	0	0	0
		精神障害者	0	0	0
		難病対象者	0	0	0
		障害児	0	0	0
		合　計	0	0	0
	量【人時間/月】	身体障害者	0	0	0
		知的障害者	0	0	0
		精神障害者	0	0	0
		難病対象者	0	0	0
		障害児	0	0	0
		合　計	0	0	0

※利用者数とは、月平均利用者数とする。

※量とは、月平均利用時間総数とする。

※他の障害との重複障害のある者については、主たる障害種別にのみ計上しています。

イ 短期入所

サービス種別	サービス内容
短期入所	介護者が病気の場合などの理由により、障害者支援施設等へ短期間の入所が必要な方を対象に、入浴・排せつ・食事等の介護などのサービスを行います。

サービス種別	単位	障害種別	令和９年度（2027年度）	令和10年度（2028年度）	令和11年度（2029年度）
短期入所	利用者数【人/月】	身体障害者	41	42	43
		知的障害者	126	130	135
		精神障害者	7	7	7
		難病対象者	2	2	2
		障害児	47	50	52
		合　計	223	231	239
	量【人日/月】	身体障害者	222	225	228
		知的障害者	588	617	648
		精神障害者	32	34	35
		難病対象者	12	13	13
		障害児	170	178	187
		合　計	1,024	1,067	1,111

※利用者数とは、月平均利用者数とする。

※量とは、月平均利用日数（泊数）総数とする。

※他の障害との重複障害のある者については、主たる障害種別にのみ計上しています。

ウ 日中活動系サービス

サービス種別	サービス内容
生活介護	常時介護が必要な障害者で、障害支援区分３（あわせて施設入所支援を利用する場合は区分４）以上、又は年齢が50歳以上で、障害支援区分２（あわせて施設入所支援を利用する場合は区分３）以上の場合等が対象となります。 事業所において、食事・入浴・排せつなどの日常生活上の支援や、生産活動や創作的活動の機会の提供などのサービスを行います。
自立訓練（機能訓練）	身体障害者を対象として、自立した日常生活や社会生活を営むことができるように、事業所への通所、利用者の自宅への訪問等を組み合わせて、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション、生活等に関する相談などの支援を行います。
自立訓練（生活訓練）	知的・精神障害者を対象として、自立した日常生活や社会生活を営むことができるように、事業所への通所、利用者の自宅への訪問等を組み合わせて、入浴・排せつ・食事に必要な支援、生活等に関する相談などの支援を行います。
就労選択支援	新たに就労継続支援（Ａ型・Ｂ型）又は就労移行支援を利用する意向がある障害者、既に当該サービスを利用しており支給決定の更新の意向がある障害者が対象となります。 障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるように、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援するサービスを行います。
就労移行支援	一般就労等を希望し、企業等への雇用又は在宅就労等が見込まれる障害者が対象となります。 事業所における作業や、企業における実習、適性に合った職場探しや就労後の職場定着のための支援など、就労後における職場定着のために必要な訓練、指導等のサービスを行います。
就労継続支援（Ａ型）	一般の事業所に雇用されることが困難な場合に、事業所内において雇用契約に基づく就労が可能な障害者が対象となります。 一般就労に向け必要な知識や能力の向上のために必要な指導や訓練等のサービスを行います。
就労継続支援（Ｂ型）	企業等での就労経験があって、年齢や体力の面で雇用されることが困難となった障害者や就労移行支援事業を利用したが企業等の雇用に結び付かな

サービス種別	サービス内容
	かった障害者が対象となります。 　雇用契約は締結せず、就労の機会や生産活動の場、就労への移行に向けた支援等のサービスを行います。
就労定着支援	一般就労後、就労に伴う環境の変化により生活面で課題が生じている障害者に対して、安定した就労が続けられるように、事業者等との連絡調整や生活面等の支援を行います。
療養介護	医療を要する障害者で常時介護を要する方が対象となります。 　主に昼間、病院その他施設などで行われる機能訓練、療養上の管理、医学的管理下での介護や日常生活上のサービスを行います。

サービス種別	単位	障害種別	令和９年度（2027年度）	令和10年度（2028年度）	令和11年度（2029年度）
生活介護	利用者数【人/月】	身体障害者	145	147	150
		知的障害者	458	465	473
		精神障害者	43	43	44
		難病対象者	5	5	5
		合　計	651	660	672
	量【人日/月】	身体障害者	2,544	2,596	2,649
		知的障害者	8,862	9,012	9,164
		精神障害者	524	530	535
		難病対象者	57	58	58
		合　計	11,987	12,196	12,406
	定員数【人】		846	854	863
自立訓練（機能訓練）	利用者数【人/月】	身体障害者	4	5	5
		知的障害者	0	0	0
		精神障害者	1	1	1
		難病対象者	0	0	0
		合　計	5	6	6
	量【人日/月】	身体障害者	61	64	67
		知的障害者	0	0	0
		精神障害者	23	24	24
		難病対象者	0	0	0
		合　計	84	88	91
	定員数【人】		0	0	0
自立訓練（生活訓練）	利用者数【人/月】	身体障害者	7	7	7
		知的障害者	21	22	23
		精神障害者	17	17	18
		難病対象者	0	0	0
		合　計	45	46	48
	量【人日/月】	身体障害者	106	111	117
		知的障害者	394	413	434
		精神障害者	186	196	205
		難病対象者	0	0	0
		合　計	686	720	756
	定員数【人】		22	23	24

サービス種別	単位	障害種別	令和９年度（2027年度）	令和10年度（2028年度）	令和11年度（2029年度）
就労選択支援	利用者数【人/月】		19	21	23
	実利用者数【人/年】		133	146	161
就労移行支援	利用者数【人/月】	身体障害者	13	14	15
		知的障害者	17	18	18
		精神障害者	81	81	82
		難病対象者	0	0	0
		合　計	111	113	115
	量【人日/月】	身体障害者	219	230	242
		知的障害者	297	300	303
		精神障害者	1,300	1,313	1,326
		難病対象者	0	0	0
		合　計	1,816	1,843	1,871
	定員数【人】		94	95	96
就労継続支援（Ａ型）	利用者数【人/月】	身体障害者	29	29	29
		知的障害者	84	88	92
		精神障害者	135	141	148
		難病対象者	4	5	5
		合　計	252	263	274
	量【人日/月】	身体障害者	530	536	541
		知的障害者	1,601	1,681	1,765
		精神障害者	2,263	2,377	2,495
		難病対象者	82	86	90
		合　計	4,476	4,680	4,891
	定員数【人】		248	260	273
就労継続支援（Ｂ型）	利用者数【人/月】	身体障害者	94	100	106
		知的障害者	353	371	389
		精神障害者	393	473	570
		難病対象者	10	13	19
		合　計	850	957	1,084
	量【人日/月】	身体障害者	1,571	1,677	1,790
		知的障害者	6,484	6,839	7,213
		精神障害者	5,777	7,063	8,636
		難病対象者	184	264	380
		合　計	14,016	15,843	18,019
	定員数【人】		836	890	948
就労定着支援	利用者数【人/月】		76	80	83
	市内指定事業所数【箇所】		5	5	5
療養介護	利用者数【人/月】		26	27	28

※利用者数とは、月平均利用者数とする。

※量とは、月平均利用日数総数とする。

※定員数は、年度末時点の定員数とする。

※市内指定事業所数は、年度末時点の事業所数とする。

※自立訓練（機能訓練）及び自立訓練（生活訓練）については、他の障害との重複障害のある者を含む。

※他の障害との重複障害のある者については、主たる障害種別にのみ計上しています。

エ 居住系サービス

サービス種別	サービス内容
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障害者でひとり暮らしを希望する方に対し、定期的な巡回訪問や随時対応により、生活等に関する相談などの援助を行います。
共同生活援助（グループホーム）	共同生活を営む住居において、家事等の日常生活上の支援、日常生活における相談支援や関係機関との連絡調整など必要なサービスを行います。
施設入所支援	生活介護又は自立訓練、就労移行支援の対象者に対し、日中活動と合わせて夜間等における入浴・排せつ・食事などの介護等、障害者支援施設において必要な介護、支援等を行います。

サービス種別	単位	障害種別	令和９年度（2027年度）	令和10年度（2028年度）	令和11年度（2029年度）
自立生活援助	利用者数【人/月】	身体障害者	0	0	0
		知的障害者	0	0	0
		精神障害者	1	1	1
		難病対象者	0	0	0
		合　計	1	1	1
	定員数【人】		0	0	0
共同生活援助（ｸﾞﾙｰﾌﾟﾎｰﾑ）	利用者数【人/月】	身体障害者	26	28	29
		知的障害者	337	354	372
		精神障害者	109	115	120
		難病対象者	0	0	0
		合　計	472	497	521
	定員数【人】		478	502	528
施設入所支援	利用者数【人/月】	身体障害者	33	33	33
		知的障害者	96	97	98
		精神障害者	2	2	2
		難病対象者	0	0	0
		合　計	131	132	133

※利用者数とは、月平均利用者数とする。
※定員数は、年度末時点の定員数とする。（共同生活援助の定員数については、本市が指定している事業所の定員数とし従たる住居が市外にあるものを含みます。）
※他の障害との重複障害のある者については、主たる障害種別にのみ計上しています。

オ 地域生活支援拠点等

サービス等種別		令和９年度（2027年度）	令和10年度（2028年度）	令和11年度（2029年度）
地域生活支援拠点等の設置	拠点等の設置箇所数【各年度末】	1	1	1
地域生活支援拠点等のコーディネーターの配置	コーディネーターの配置人数【各年度末】	0	0	0
地域生活支援拠点等の検証及び検討の実施	検証及び検討の実施回数【回/年】	1	1	1

＊地域生活支援拠点等の設置について、本市は面的整備により設置しています。

カ 相談支援

サービス種別	サービス内容
計画相談支援	障害福祉サービスの利用者に対し、障害福祉サービス以外の社会資源も活用した支援が総合的かつ効率的に行われるように、指定特定相談支援事業者がサービス等利用計画を作成し、障害福祉サービス事業者や関係機関との連絡調整を行い、サービスが計画に基づいて適正に提供されているかモニタリングを行います。
地域移行支援	障害者支援施設等に入所している方又は精神科病院に入院している方に対して、住居の確保や地域生活に移行するための活動に関する相談、外出時の同行、障害福祉サービスの体験的な利用支援など必要な支援を行います。
地域定着支援	単身等で生活する障害のある方に対し、常に連絡がとれる体制を確保し、緊急に支援が必要な事態が生じた際に、緊急訪問や相談などの必要な支援を行います。

サービス種別	単位	障害種別	令和９年度（2027年度）	令和10年度（2028年度）	令和11年度（2029年度）
計画相談支援	利用者数【人/月】	身体障害者	237	249	261
		知的障害者	612	642	675
		精神障害者	472	495	520
		難病対象者	11	12	12
		障害児	0	0	0
		合　計	1,332	1,398	1,468
地域移行支援	利用者数【人/月】	身体障害者	1	1	1
		知的障害者	1	1	1
		精神障害者	1	1	1
		難病対象者	0	0	0
		合　計	3	3	3
地域定着支援	利用者数【人/月】	身体障害者	0	0	0
		知的障害者	0	0	0
		精神障害者	0	0	0
		難病対象者	0	0	0
		合　計	0	0	0

※利用者数とは、月平均利用者数とする。
※他の障害との重複障害のある者については、主たる障害種別にのみ計上しています。

③精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築の見込みと確保の方策
【障害福祉課・健康づくり課】
【見込み量設定の考え方】
協議の場の開催回数、参加者数及び活動状況の把握・評価については、協議の場である自立支援協議会の地域移行・地域定着部会の実施状況を踏まえて見込みました。
心のサポーター養成研修の実施回数については、年間１回以上実施するよう見込みました。

【見込み量確保のための方策】
自立支援協議会との連携強化を図るとともに、持続可能な運営体制も踏まえ、実施しま

す。

地域生活支援拠点等の機能の活用を図り、障がい者の地域生活支援の充実、効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築に努めます。

心のサポーター養成研修について、幅広く受講してもらえるように努めます。

サービス等種別		令和９年度（2027年度）	令和10年度（2028年度）	令和11年度（2029年度）
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	開催回数【回/年】	5	5	5
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごとの参加者数【人/年】	60	60	60
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び活動状況の把握・評価	評価の実施回数【回/年】	1	1	1
心のサポーター養成研修の実施回数	実施回数【回/年】	1	1	1

④相談支援体制の充実・強化のための取組に関する見込みと確保の方策【障害福祉課】

【見込み量設定の考え方】

基幹相談支援センター及び自立支援協議会の取組状況や運営方法の見直し等を踏まえて見込みました。

【見込み量確保のための方策】

基幹相談支援センターについては、計画相談支援等及び障害者相談支援の実施体制や主任相談支援専門員の役割分担の整理を踏まえて、相談支援事業所等への必要な支援体制の確保や連携強化に努めます。

自立支援協議会については、必要な機関の参画を促し連携強化を図りつつ、関係者の負担を減らして持続可能な運営体制となるよう、各会議のメンバーや実施方法、改廃、統合、新設も含め検討し、より効果的かつ効率的な運営に努めます。

サービス等種別		令和９年度（2027年度）	令和10年度（2028年度）	令和11年度（2029年度）
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置	配置数（人）	2	2	2
基幹相談支援センターの人材育成等の取組に参加する相談支援事業所の割合	管内の全ての相談支援事業所に占める割合【%】	75	75	75
基幹相談支援センターによる自立支援協議会の運営への関与	関与の有無	有	有	有
自立支援協議会の実施回数	実施回数【回/年】	15	15	15
自立支援協議会の専門部会の設置数及び実施回数	設置数	5	5	5
	実施回数【回/年】	33	33	33
個別事例の検討を通じて支援体制等について協議会の議題とした数	協議会の議題とした数（回／年）	8	8	8

⑤障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上に関する見込みと確保の方策【障害福祉課、福祉指導監査課】

【見込み量設定の考え方】

令和8年（2026 年）3月時点の総事業所数のうち、福祉・介護職員等処遇改善加算を取得している事業所数（サービス単位）の割合を目標として設定します。

【見込み量確保のための方策】

障害福祉サービス事業者等従業者研修費用補助金（令和8～11年（2026～2029年）予定）のほか、障害福祉人材の確保・定着に係る取組に努めるとともに、福祉・介護職員等処遇改善加算の適正な活用に係る周知等に努めます。

サービス等種別		令和９年度（2027年度）	令和10年度（2028年度）	令和11年度（2029年度）
福祉・介護職員等処遇改善加算を取得している事業所の割合	事業所の割合【%】	85.2	85.2	85.2

⑥障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する見込みと確保の方策 【障害福祉課・福祉指導監査課】

【見込み量設定の考え方】

「障害福祉サービス等に係る各種研修の活用」については、令和7年度（2025年度）における障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市職員の参加実績を踏まえて見込みました。

「障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有」については、事業者に対する集団指導等の場を活用し、共有を行うことを踏まえて見込みました。

「障害福祉サービス事業所等に対する指導監査の結果の共有」については、大阪府で設置されている「指定・指導業務に関する調整会議」の場を活用することや関係する市町村等との連携を行うことを見込みました。

【見込み量確保のための方策】

「障害福祉サービス等に係る各種研修の活用」については、大阪府等の実施する各種研修等へ積極的に参加します。

「障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有」については、障害福祉サービス等の給付費に係る過誤請求（エラー）の多い項目について、事業者に対する集団指導等で注意喚起を行い不正請求等の未然防止に向けた取組を実施します。

「障害福祉サービス事業所等に対する指導監査の結果の共有」については、大阪府で設置されている「指定・指導業務に関する調整会議」にて、大阪府内の指定権限を有する市町村等と情報共有を行うとともに、課題の対応策を協議することや関係する市町村等と連携を図ります。

サービス等種別		令和９年度（2027年度）	令和10年度（2028年度）	令和11年度（2029年度）
障害福祉サービス等に係る研修等への市町村職員の参加	参加人数【人/年】	54	54	54
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	体制の有無	有	有	有
	実施回数【回/年】	12	12	12
障害福祉サービス事業所等に対する指導監査の結果の共有	体制の有無	有	有	有
	実施回数【回/年】	2	2	2

地域生活支援事業の必要量の見込みと確保の方策

【見込み量設定の考え方】

各事業共通して、令和5年度（2023年度）から令和7年度（2025年度）までの3か年の利用実績をもとに、令和9年度（2027年度）から令和11年度（2029年度）までの利用状況の推移を勘案し見込みました。

理解促進研修・啓発事業については、障害者週間における啓発事業や自立支援協議会研修会等、市民、事業者、市民活動団体が、障害に対する理解を深めるための研修や啓発を主体的に行うように促進します。また、当該事業については、市、自立支援協議会、市民、市内障害福祉サービス事業所、市民活動団体等による啓発イベントの実施状況を踏まえて設定しました。

自発的活動支援事業については、自立支援協議会との連携強化を図り、障害のある人やその家族が悩みや情報を交換できる交流活動など、市民等が自発的に行う活動に対して支援を行います。

相談支援事業については、計画相談支援・障害児相談支援等との役割を明確化し、業務内容を見直したうえで各圏域における地域の身近な相談機関として設置します。障害福祉サービス等を利用していない障害者等を中心に、サービスの利用援助により速やかに指定特定相談支援事業所による継続的な支援体制へつなげる又は重層的支援体制整備事業による伴走型支援を活用するなど、効果的な支援体制を確保し、また、年齢や分野を超えた複合的な課題を抱えた当事者や世帯への迅速な対応を図るため、地区保健福祉センターを、地域の支援拠点となるように、令和3年度（2021年度）から圏域ごとに順次整備しており、引き続き連携して障害のある人の生活を支える地域づくりを進めます。

基幹相談支援センター等機能強化事業については、地域の相談支援の中核として、指定特定相談支援事業所等に対し、総合的な調整や専門的な支援を行うとともに、権利擁護の取組を推進するほか、地域移行・地域定着の促進等の取組を行います。

住宅入居等支援事業については、事業の実施は予定しておりませんが、個別ケースの中で住宅入居等にかかる支援を行います。

成年後見制度利用支援事業については、令和7年度（2025年度）の利用実績等をもとに、制度の利用促進による今後の推移を見込みました。

成年後見制度法人後見支援事業については、利用者のニーズ及び事業の対象となる法人に応じて実施を検討します。

意思疎通支援事業における要約筆記者派遣については、パソコンでの要約筆記の周知に取り組むとともに、派遣体制の充実を行う考え方をもとに見込みました。

移動支援については、事業の性質上、新型コロナウイルス感染症による外出自粛の影響が大きかったと考えられるため、特に影響の大きかった令和2年度（2020年度）の利用実績を除き、令和3年度（2021年度）、令和4年度（2022年度）の利用実績をもとに、今後の増加を見込みました。

訪問入浴サービス事業、日帰りショートステイ事業（日中一時支援事業）については、令和5年度（2023年度）から令和7年度（2025年度）までの3か年の利用実績をもとに、令和9年度（2027年度）から令和11年度（2029年度）までの利用状況の推移を勘案し見込みました。地域活動支援センターについては、令和7年度（2025年度）末のⅢ型事業所の廃止、令和9年度（2027年度）末予定のⅠ型事業所撤退を受け、障害福祉サービス等による日中活動が困難な障害者を主たる対象としたサービス提供基盤の確保を要する状態になっており、令和10年度（2028年度）の本事業再編による利用状況の推移を見込みました。

【見込み量確保のための方策】

市広報誌やホームページ、「障害者福祉のてびき」などを通じて利用者に対しサービスの周知を図ります。

理解促進研修・啓発事業については、引き続き、啓発イベント等の実施、促進に努めます。

相談支援事業については、特定相談支援事業所等の第一層にあたる相談支援事業所を中心とした相談支援体制に向け、第二層にあたる障害者相談支援センターや第三層にあたる基幹相談支援センター各々の役割について確認・整理を行うとともに、重層的支援体制における位置付けや業務の効率化と効果性も踏まえ、相談支援体制の再編を行います。

障害者相談支援センターについては設置数の見直しに向けて、特定相談支援事業所や相談支援専門員の増加に向けて引き続き取り組みながら、既に障害福祉サービス等を利用している方の特定相談支援事業者へのあっせん調整の支援や、業務の整理、明確化、各機関の適切な連携体制の確保等に取り組み、円滑な体制変更に努めます。

基幹相談支援センターについては、障害者相談支援事業所や主任相談支援専門員との適切な役割分担のもと、連携を図りながら、効率的かつ効果的な相談支援体制の確保や相談支援従事者の質の向上に努めます。

成年後見制度利用支援事業については、障害者相談支援事業所等と連携し、対象となる利用者の把握に努めるとともに制度の周知を図り、利用促進に努めます。

意思疎通支援事業については、登録手話通訳者の研修等を実施し、資質の向上に努めるとともに、利用者のニーズを把握し、手話通訳者等の派遣体制の充実に努めます。

日常生活用具給付等事業については、利用者のニーズの把握による品目の見直しを適時検討するとともに、適正な給付に努めます。

地域活動支援センターについては、活用できる他施策による日中活動場所や居場所の整備状況や利用状況及び重層的支援体制における位置付けを考慮した事業のあり方について検討し、障害者のニーズの動向に沿った効率的かつ効果的な事業として再編します。Ⅰ型については、運営体制の見直しとともに新たな事業者確保に取り組みます。Ⅱ型、Ⅲ型については、ハートフルで実施しているⅡ型を日中活動が困難な障害者を中心層とした

Ⅲ型とし、一定の機能訓練体制を維持して現行事業の利用者に配慮しながら、幅広いニーズに対応するセーフティネットとして市立施設における安定的なサービス提供基盤の確保に努めます。

日帰りショートステイ事業（日中一時支援事業）等については、事業者へ働きかけ、サービス提供体制の確保に努めます。

ア 理解促進研修・啓発事業【障害福祉課】

サービス種別	サービス内容
理解促進研修・啓発事業	障害者が日常生活及び社会生活を送る上で生じる社会的障壁をなくすため、地域住民を対象とした障害者の理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。

サービス種別		令和９年度（2027年度）	令和10年度（2028年度）	令和11年度（2029年度）
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有

イ 自発的活動支援事業【障害福祉課】

サービス種別	サービス内容
自発的活動支援事業	障害者やその家族、地域住民等による交流活動やボランティア等の社会活動など、地域において自発的に行われる活動を支援します。

サービス種別		令和９年度（2027年度）	令和10年度（2028年度）	令和11年度（2029年度）
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有

ウ 相談支援事業【障害福祉課】

サービス種別	サービス内容
障害者相談支援事業	障害者からの相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援等、障害者の権利擁護のために必要な援助を行い、障害者が自立した日常生活や社会生活を営むことができるように支援します。
基幹相談支援センター	身体・知的・精神障害者の相談を総合的に行うとともに、地域の障害者相談支援事業所間の連絡調整や関係機関の連携の支援を行います。
基幹相談支援センター等機能強化事業	基幹相談支援センター等への専門職の配置、地域の相談支援体制の強化、地域移行・地域定着の促進の取組を行います。
住宅入居等支援事業	賃貸契約による一般住宅への入居を希望し保証人がいない等の理由により入居が困難な障害者に対し、入居に必要な調整等を行います。

サービス種別		令和９年度（2027年度）	令和10年度（2028年度）	令和11年度（2029年度）
障害者相談支援事業	箇所数	9	9	5
基幹相談支援センター	実施の有無	有	有	有

基幹相談支援センター機能強化事業	実施の有無	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無

エ 成年後見制度利用支援事業【地域福祉課】

サービス種別	サービス内容
成年後見制度利用支援事業	判断能力が不十分な障害者が、障害福祉サービスの利用契約の締結等を適切に行えるようにするため、成年後見制度の利用支援を行います。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、業務を適正に行うことができる体制の構築等を行います。

サービス種別		令和９年度（2027年度）	令和10年度（2028年度）	令和11年度（2029年度）
成年後見制度利用支援事業	実利用者数（人/年）	11	11	11
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	無	無

オ 意思疎通支援事業【障害福祉課】

サービス種別	サービス内容
意思疎通支援事業	手話通訳者・要約筆記者の派遣、手話通訳者の設置、手話奉仕員の養成、点訳・音訳等による支援事業を実施します。

サービス種別		令和９年度（2027年度）	令和10年度（2028年度）	令和11年度（2029年度）
手話通訳者派遣事業	派遣件数（件/年）	1,597	1,613	1,630
	派遣時間（時間/年）	1,343	1,357	1,370
要約筆記者派遣事業	派遣件数（件/年）	20	21	22
	派遣時間（時間/年）	208	213	217
手話通訳者設置事業	設置人数（人/年）	5	5	5

カ 日常生活用具給付等事業【障害福祉課】

サービス種別	サービス内容
日常生活用具給付等事業	在宅で生活している重度障害者の日常生活上の便宜を図るため、障害の種別や程度に応じて日常生活用具等の給付又は貸与を行います。

サービス種別		令和９年度（2027年度）	令和10年度（2028年度）	令和11年度（2029年度）
介護・訓練支援用具	給付等件数（件/年）	21	22	22
自立生活支援用具	給付等件数（件/年）	30	30	30
在宅療養等支援用具	給付等件数（件/年）	33	33	33
情報・意思疎通支援用具	給付等件数（件/年）	30	30	30
排泄管理支援用具	給付等件数（件/年）	6,445	6,509	6,575
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	給付等件数（件/年）	6	6	6

キ 手話奉仕員養成研修事業【障害福祉課】

サービス種別	サービス内容
手話奉仕員養成研修事業	手話奉仕員の養成を行う事業を実施します。

サービス種別		令和９年度（2027年度）	令和10年度（2028年度）	令和11年度（2029年度）
手話奉仕員養成研修事業	研修修了者数	60	60	60

＊数値は年間の養成研修修了者数

ク 移動支援【障害福祉課】

サービス種別	サービス内容
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害者を対象にガイドヘルパーを派遣し、社会生活上必要な外出や余暇活動等に参加するための外出支援を行います。

サービス種別	単位	障害種別	令和９年度（2027年度）	令和10年度（2028年度）	令和11年度（2029年度）
移動支援	実利用人数（人/年）	身体障害者	96	98	100
		知的障害者	466	490	514
		精神障害者	109	110	111
		難病対象者	20	21	21
		障害児	99	104	109
		合　計	790	823	855
	総利用時間（時間/年）	身体障害者	14,008	14,296	14,591
		知的障害者	79,393	83,363	87,531
		精神障害者	13,413	13,547	13,683
		難病対象者	1,154	1,185	1,216
		障害児	6,611	6,941	7,288
		合　計	114,579	119,332	124,309

※他の障害との重複障害のある者については、主たる障害種別にのみ計上しています。

ケ 地域活動支援センター【障害福祉課】

サービス種別	サービス内容
地域活動支援センター	地域で生活する障害者の日中活動の場として、利用者の状況に応じて創作的活動や生産活動の機会を提供、日常生活の支援や様々な相談への対応、地域の関係機関・団体との連携・協力による各種の交流活動への参加支援などを行います。 Ⅰ型＝精神保健福祉士等の専門職を配置し、医療・福祉及び地域基盤との連携強化のための調整、普及啓発を行います。 Ⅱ型＝機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。 Ⅲ型＝地域の実情に応じた創作的活動又は生産活動の機会の提供等を行います。

サービス種別		令和９年度（2027年度）	令和10年度（2028年度）	令和11年度（2029年度）
地域活動支援センターⅠ型	設置箇所数（箇所）	1	1	1
	実利用人数（人/年）	107	107	107
地域活動支援センターⅡ型	設置箇所数（箇所）	1	0	0
	実利用人数（人/年）	26	1※	1※
地域活動支援センターⅢ型	設置箇所数（箇所）	0	1	1
	実利用人数（人/年）	0	33	33

※市外事業所の利用者を計上しています。

コ その他の事業（任意事業）【障害福祉課】

サービス種別	サービス内容
訪問入浴サービス事業	入浴が困難な在宅で生活している重度身体障害者を対象に、入浴車で居宅を訪問し、入浴介助を行います。
日帰りショートステイ事業（日中一時支援事業）	障害者の日中における活動の場を確保するとともに、家族の就労支援や一時的な休息を図るために、日中における見守り等を行います。

サービス種別		令和９年度（2027年度）	令和10年度（2028年度）	令和11年度（2029年度）
訪問入浴サービス事業	実利用人数（人/年）	5	5	5
日帰りショートステイ事業（日中一時支援事業）	実利用人数（人/年）	102	103	104
	総利用日数（人日/年）	962	972	982

４　障害児福祉計画（第４期）

（１）第４期計画の目標設定と実現に向けた取組

障害児支援の提供体制の確保にあたっては、第3期計画での基本的な考え方を継承しつつ、次の6つの取組を実施します。

〇重層的な地域支援体制の構築
〇保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関と連携した支援
〇地域社会への参加・インクルージョン（※）の推進
〇特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備
〇障害児相談支援等の提供体制の確保
〇障害児支援における人材育成の推進

※インクルージョン
すべての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるように、社会の構成員として包み込み支え合うこと。

（２）成果目標

①児童発達支援センターの4つの中核的な支援機能の充実

市内2か所の児童発達支援センター（あけぼの学園、藍野療育園）を中心に、すくすく親子教室や委託事業所が連携し、児童発達支援センターの4つの中核的機能を発揮する面的整備型により、引き続き、重層的な地域支援体制の構築を進めます。

① 幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能
② 地域の障害児通所支援事業所に対する支援内容等の助言・援助機能
③ 地域のインクルージョン推進の中核としての機能
④ 地域の障害児の発達支援の入口としての相談機能

【目標値設定の考え方】

児童発達支援センターを中心にすくすく親子教室や委託事業所が連携し、次の事業を実施することで中核的機能を発揮していきます。

①専門性に基づく発達支援、家族支援	②事業所（※）への助言・援助	③地域のインクルージョン推進	④発達支援の入り口としての相談
・重度の知的障害、発達障害児への支援 ・肢体不自由児、医ケア児等への支援 ・ペアレントプログラム ・ペアレントトレーニング	・事業所への訪問支援 ・事業所への研修会 ・事業所間の情報共有や意見交換の場の設定	・保育所等訪問支援 ・他機関への研修会 ・市民向け研修会 ・公開保育・実習受入	・親子ひろば ・親同士をつなぐ取組 ・ハイリスクな児童とその家族への相談等支援

※事業所は障害児通所支援事業所

■児童発達支援センターの4つの中核的な支援機能の確保

サービス等種別		令和９年度（2027年度）	令和10年度（2028年度）	令和11年度（2029年度）
児童発達支援センター	か所	2	2	2
①幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能	機能の有無	有	有	有
②地域の障害児通所支援事業所に対する支援内容等の助言・援助機能	機能の有無	有	有	有
③地域のインクルージョン推進の中核としての機能	機能の有無	有	有	有
④地域の障害児の発達支援の入口としての相談機能	機能の有無	有	有	有

＊国の基本指針等：令和１１年度（2029年度）末までに、児童発達支援センターの4つの中核的な支援機能を確保

＊大阪府の考え方：令和１１年度（2029年度）末までに、各市町村または圏域において、児童発達支援センターの4つの中核的な支援機能を確保

②障害児の地域社会への参加・インクルージョンの推進

地域共生社会の実現・推進の観点から、年少期からのインクルージョンを推進し、障害の有無にかかわらず、様々な遊び等を通じて共に過ごし、それぞれのこどもがお互いに学び合う経験を持つことが必要です。

ア インクルージョン推進のための協議の場の設置

地域共生社会を実現・推進していくため、地域における現状・課題を把握し、保育、子育て支援、教育等の関係機関が連携して取組を進めます。

【目標値設定の考え方】

保育、子育て支援、教育等の関係機関が地域の現状・課題の把握を行いながら、連携を図るための協議の場の設置をめざします。

サービス等種別		令和９年度（2027年度）	令和10年度（2028年度）	令和11年度（2029年度）
インクルージョン推進のための協議の場	協議の場の有・無	－	－	有

＊国・府の基本指針等：令和11年度（2029年度）末までに、各都道府県及び各市町村において、保育、子育て支援、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置。なお、市町村単独での設置が困難な場合には圏域での設置であっても可

イ 保育所等訪問支援の充実

インクルージョンを推進するため、保育所等訪問支援を活用し、保育所等の育ちの場において、関係機関が連携・協力しながら支援を行う体制の構築をめざします。

【目標値設定の考え方】

障害児の地域社会への参加・インクルージョンを推進するため、保育所等訪問支援を利用できる体制の維持、向上をめざします。

また、受け入れ先である保育所、認定こども園、幼稚園、学校等にサービス内容の理解の推進に向けて取り組むとともに、保育所等訪問支援を実施する事業所が集まる場において、情報交換や課題の共有を行う等により支援の質の向上に努めます。

サービス等種別		令和９年度（2027年度）	令和10年度（2028年度）	令和11年度（2029年度）
保育所等訪問支援事業所数	か所	8	9	10

③主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保等

重症心身障害児が市域で児童発達支援及び放課後等デイサービスを利用できるよう事業所の確保を行います。

また、難聴児については、健診による早期発見に努めるとともに 、早期療育につながるよう、府立福祉情報コミュニケーションセンター等の関係機関に関する情報を発信します。

【目標値設定の考え方】

重症心身障害児等が市域で必要な支援を受けられるように、令和 11 年度（2029 年度）末までの主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所数の維持と、放課後等デイサービス事業所数の増加をめざします。

サービス等種別		令和９年度（2027年度）	令和10年度（2028年度）	令和11年度（2029年度）
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所数	か所	6	6	6
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所数	か所	8	9	10

＊国・府の基本指針等：令和１１年度（2029年度）末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも１カ所以上確保

④医療的ケア児等特別な支援が必要な障害児のための取組

医療技術の進歩等により、NICU（新生児集中治療室）等を退院した後も、人工呼吸器や胃ろう等を使用し、呼吸管理やたんの吸引、経管栄養等の医療的ケアを日常的に必要とする児童（医療的ケア児）等が増えています。

ア 医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置

医療的ケア児が心身の状況に応じて保健、医療、福祉、保育、教育等の各関連分野の連携した支援を受けることができる体制が必要です。そのため、関係者が連携を図ることができる場において、多分野の支援機関が共通の理解に基づき協働する総合的な支援体制の構築をめざします。

【目標値設定の考え方】

医療的ケア児等への支援にあたっては、保健、医療、福祉、保育、教育といった多岐にわたる関係機関が、共通認識のもと緊密に連携していくことが重要です。このことから、自立支援協議会「こども支援部会」を協議の場として位置付けています。

サービス等種別		令和9年度（2027年度）	令和10年度（2028年度）	令和11年度（2029年度）
関係機関の協議の場	協議の場の有無	有	有	有

＊国・府の基本指針等：令和１１年度（2029年度）末までに、各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置

※なお、設置済みの市町村においては、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等の連携を推進するため、協議の場を活性化すること。

イ 医療的ケア児等コーディネーターの配置

医療的ケア児等が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、協議の場に参画し、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、医療的ケア児等に対する支援のための地域づくりを推進するといった役割を担うコーディネーターが必要です。

【目標値設定の考え方】

医療的ケア児等の多分野にわたる支援調整による、総合的かつ包括的な支援提供と地域での支援体制構築を推進するため、医療的ケア児等コーディネーターを福祉関係から1人、医療関係から2人配置します。

サービス種別		令和９年度（2027年度）	令和10年度（2028年度）	令和11年度（2029年度）
医療的ケア児等コーディネーターの配置	人	3	3	3

＊国・府の基本指針等：令和11年度（2029年度）末までに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを地域の実情に応じて配置

⑤障害児等への伴走的な相談支援体制の構築及び連携体制の確保

「気付き」の段階を含めた多様な障害児及びその家族を支援する観点から、相談支援専門員による障害児相談支援の利用の有無にかかわらず、保健、医療、福祉、保育、教育等の子育てに関わる関係機関と連携を図り、障害児及びその家族への伴走的な相談支援の充実が必要です。

【目標値設定の考え方】

乳幼児健康診査等と連携した「気付き」の段階の相談から必要なサービスや支援機関へつなぐ取組のほか、就学や就労等の各ライフステージに応じた相談支援を多分野の支援機関が連携して提供することで、障害児及びその家族への伴走的な相談支援体制の充実をめざします。

また、支援をより切れ目のないものとするため、支援者間の情報引継ぎの円滑化を行うためにいばらきっ子ファイル（サポートブック）を引き続き活用します。

サービス等種別		令和９年度（2027年度）	令和10年度（2028年度）	令和11年度（2029年度）
伴走的支援体制の確保	体制の有無	有	有	有

＊国・府の基本指針等：令和11年度（2029年度）末までに、各市町村又は圏域において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関との連携体制を確保した上で、障がい児相談支援を利用していない場合も含め、障がい児及びその家族への伴走的な相談支援の体制を確保することを基本とする

（３）活動指標

①障害児通所支援

サービス種別	サービス内容
児童発達支援	就学前の障害児に日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得、集団生活への適応のための支援などを行います。
放課後等デイサービス	就学中の障害児に授業終了後又は夏休み等の休業日に、生活能力の向上のために必要な支援、社会との交流促進等の支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所等に通う障害児に、その施設等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	医療的ケアが必要な児童等で通所支援を受けるための外出が困難な児童に対して居宅を訪問し、日常生活における基本的動作及び知識技能の習得等の支援を行います。

【見込み量設定の考え方】

放課後等デイサービス、保育所等訪問支援については、令和 5 年度（2023 年度）から令和７年度（2025 年度）までの３年間の利用状況の推移を勘案し、令和９年度（2027 年度）から令和 11 年度（2029 年度）までの利用状況を見込みました。

児童発達支援については、国の基本指針により、令和 5 年度（2023 年度）から令和 7 年度（2025 年度）までの児童発達支援の全国の伸び率をもとに、令和９年度（2027 年度）から令和 11 年度（2029 年度）までの利用状況を見込みました。

居宅訪問型児童発達支援については、利用者が少数のため、利用実績を踏まえ見込みました。

【見込み量確保のための方策】

障害児及びその保護者が、障害児通所支援事業所の行う事業所評価（自己評価・利用者評価）や各事業所の療育内容等の情報を入手しやすい体制を構築することで、サービスの質の向上を図ります。また、大阪府が設置する障害福祉生産性向上等協議会と連携し、通所支援事業所の人材確保や生産性向上に向けた取組を行います。

不足する医療的ケア児や強度行動障害児の受け入れ先確保については、障害児通所支援事業所への研修費用補助や助言・援助を実施するとともに、障害児通所支援事業所指定に関する意見申出制度の活用を検討します。

総量規制については、地域のニーズの動向やサービスの整備状況を踏まえ制度の活用について慎重に検討を行います。

サービス種別		令和９年度 （2027年度）	令和10年度 （2028年度）	令和11年度 （2029年度）
児童発達支援	人	976	1,048	1,126
	人日	5,850	6,283	6,748
放課後等デイサービス	人	1,461	1,607	1,768
	人日	11,684	12,852	14,137
保育所等訪問支援	人	117	143	174
	回	117	143	174
居宅訪問型児童発達支援	人	1	1	1
	回	4	4	4

＊数値、上段は1か月当たりの利用人員、下段は「月間の利用人員」×「1人当たりの月平均利用日数」
＊「回」は、「月間の利用人員」×「1人当たりの月平均利用回数」

②障害児相談支援

障害児相談支援事業所は、障害児の心身の状況、その置かれている環境、障害児又はその保護者の障害児通所支援の利用に関する意向その他の事情を勘案し、利用する障害児通所支援の種類及び内容等を定めた障害児支援利用計画を作成するとともに、利用開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行います。また、通所支援事業所その他の関係者との連絡調整等を行います。

【見込み量設定の考え方】

令和 5 年度（2023 年度）から令和 7 年度（2025 年度）までの 3 年間の利用実績をもとに令和 9 年度（2027 年度）から令和 11 年度（2029 年度）までの利用状況を見込みました。また、令和 11 年度（2029 年度）末までに身近な地域に障害児相談支援事業所がない場合等にやむを得ず作成されるのぞまないセルフプランの件数を0にすることを目標として設定しています。

【見込み量確保のための方策】

相談支援事業所の適正な役割分担等により障害児相談支援に関わる相談支援専門員の確保を図るとともに、令和 9 年度（2027 年度）末までにのぞまないセルフプランの実情を把握し、その解消に向けて取り組みます。

自立支援協議会相談支援部会での事例検討の機会を活用するなど、相談支援専門員の専門性の向上に取り組みます。

サービス種別		令和９年度（2027年度）	令和10年度（2028年度）	令和11年度（2029年度）
障害児相談支援	人	118	127	137

＊障害児相談支援は１か月当たりの利用人員（モニタリング含む）

サービス種別		令和９年度（2027年度）	令和10年度（2028年度）	令和11年度（2029年度）
のぞまないセルフプラン利用者数	人	－	－	0

③発達障害児及びその家族への支援体制の確保

発達障害児等のより良い生活のためには、家族がこどもの発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができることが重要です。

そのため、児童発達支援センターあけぼの学園が中心となり、ペアレントトレーニングやペアレントプログラムのほか、ペアレントメンターを講師とする研修会等を行います。また地域の障害児通所支援事業所と連携し、ペアレントプログラムの充実を図ります。

引き続き、子育てに見通しを持つことができず不安な思いを抱え、孤立してしまいがちな障害児の家族に寄り添いながら支援を行います。

ア ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等

【見込み量設定の考え方】

受講者数（保護者）については、児童発達支援センターあけぼの学園等において実施した各家族支援プログラムの利用実績や実施主体の増加を踏まえて見込みました。

実施者数（支援者）については、令和7年度（2025年度）より取組を開始した障害児通所支援事業所の支援者を対象としたペアレントプログラム実施者養成研修の受講者数の平均から見込みました。

【見込み量確保のための方策】

ペアレントプログラムについては、障害児通所支援事業所の支援者を対象とした実施者養成研修の実施を継続し、実施者数（支援者）の確保を図ります。

実施者養成研修を受講した事業所が、ペアレントプログラムを実施する場合には、児童発達支援センターあけぼの学園から希望に応じてアドバイザーを派遣するなどの援助を行います。

ペアレントトレーニングについては、児童発達支援センターあけぼの学園や委託事業所が引き続き取組を行います。

サービス種別		令和９年度（2027年度）	令和10年度（2028年度）	令和11年度（2029年度）
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数（保護者）	人／年	28	36	42
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数（支援者）	人／年	5	5	5

イ ピアサポート活動

【見込み量設定の考え方】

障害児を育てた家族がその経験を活かした支援を行うペアレントメンターを講師とする研修会は、参加者の評価が高く、「子育てに対する見通しにつながった」、「今日の話を参考に取り組んでみたい」、「不安な気持ちが和らいだ」などの感想があったため、引き続き同様の研修会の実施を見込んでいます。

【見込み量確保のための方策】

講師となるペアレントメンターについては、引き続き大阪府が実施するペアレントメンター事業を活用します。

サービス種別		令和９年度（2027年度）	令和10年度（2028年度）	令和11年度（2029年度）
ピアサポート活動への参加人数（講師のピアレントメンター数）	人／年	2	2	2

④地域生活支援事業（障害児通学支援）

義務教育期間等の障害児が、家族の病気その他やむを得ない理由により適切な通学の支援を受けることができなくなった時に、期間を限定して通学支援のためのガイドヘルパーを派遣し、通学支援を行います。

【見込み量設定の考え方】

家族の病気等に対応する臨時的なサービスであり、将来の利用量を見込むことは困難であるため、令和５年度（2023年度）から令和７年度（2025年度）までの３年間の利用実績の平均値を令和９年度（2027年度）から令和11年度（2029年度）までの利用状況として見込みました。

【見込み量確保のための方策】

緊急時に対応するサービスではありますが、必要なときに必要なサービスにつながることができるように、支援者等への周知に努めます。また、通学支援事業所の状況を把握し、適切な支援の提供に努めます。

サービス等種別		令和９年度（2027年度）	令和10年度（2028年度）	令和11年度（2029年度）
障害児通学支援	人	9	9	9
	時間	683	683	683

＊上段は月当たりの平均利用者数　下段は年間延べ利用時間数

（４）こども・子育て支援との調和

本市ではすべてのこどもが自立した個人として等しく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の養護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現に向けて 、『次世代育成行動支援計画（第5期）』（令和7年度（2025 年）～令和 11 年度（2029 年度））を策定しています。障害児福祉計画（第4期）の実施に当たっては、それぞれの計画の調和を図ります。